

2 分野別計画

まちづくりの基本政策の実現に向けた政策とその手段となる施策から構成します。各政策における市民意識調査の分析結果、前期の総括と後期の方向性を示すとともに、各施策に参考指標を設定しています。

基本政策	政策	施策
1 地域で支えあい 安全に暮らせる まちづくり (市民生活・地域社会の充実)	(1) 市民自治の実現	①市民参加・協働の推進 ②地域コミュニティの充実 ③ボランティア・NPO の充実
	(2) 市民生活の充実	①市民相談の充実 ②男女共同参画社会の推進 ③国際化・多文化共生の推進
	(3) 安全社会の構築	①犯罪の無い社会の形成 ②交通安全の推進 ③消費生活の向上
	(4) 防災体制の充実	①防災対策の推進 ②都市整備における防災対策 ③消防体制の充実
2 健やかに安心して暮らせる まちづくり (保健・医療・福祉の充実)	(1) 保健衛生の充実	①健康づくり・食育の推進 ②公衆衛生の確保
	(2) 地域医療の充実	①地域医療体制の充実 ②救急医療の充実 ③市民病院の安定運営
	(3) 地域福祉の推進	①地域福祉の充実
	(4) 障がい者福祉の充実	①福祉サービスの充実
	(5) 高齢者福祉の充実	①福祉サービスの充実 ②介護サービスの充実
	(6) 児童福祉の充実	①子育て・子育て支援 ②保育サービスの充実
	(7) 社会保障の充実	①社会保障の充実
3 自然と調和した 環境にやさしい まちづくり (環境共生都市の実現)	(1) 自然環境の保全と活用	①自然環境の保全と活用
	(2) 良好な生活環境の確保	①健全な水循環の確保 ②生活環境の保全
	(3) 地球環境の保全	①地球温暖化対策 ②ごみ減量・リサイクル
	(4) 環境行動の実践	①環境問題への意識啓発

基本政策	政策	施策
<p>4</p> <p>賑わいと活力ある まちづくり (経済の振興)</p>	<p>(1) 商工業の振興</p> <p>(2) 農林漁業の振興</p> <p>(3) 観光の振興</p>	<p>①商業の活性化 ②工業の振興 ③新産業の創造 ④雇用就労の確保</p> <p>①農業・漁業の振興 ②林業の振興 ③山村の振興</p> <p>①観光魅力の向上 ②観光事業の推進</p>
<p>5</p> <p>快適で魅力ある まちづくり (都市基盤・生活基盤の整備)</p>	<p>(1) 都市魅力の向上</p> <p>(2) 快適移動社会の実現</p> <p>(3) 生活基盤の充実</p>	<p>①計画的な土地利用 ②市街地の整備 ③景観の保全・整備</p> <p>①公共交通ネットワークの充実 ②道路網の整備</p> <p>①公園整備・緑化の推進 ②河川空間の整備 ③住宅・住環境の整備 ④下水道（汚水）の整備 ⑤上水道の整備</p>
<p>6</p> <p>未来を拓く人を育む まちづくり (教育・文化の振興)</p>	<p>(1) 学校教育の充実</p> <p>(2) 生涯学習・スポーツの推進</p> <p>(3) 文化の振興</p>	<p>①教育の質の向上 ②教育環境の整備</p> <p>①生涯学習の推進 ②生涯スポーツの推進</p> <p>①文化財の保存・活用 ②芸術文化の振興</p>
<p>7</p> <p>将来まで自律した 状態が続く都市経営 (自律した都市経営の実践)</p>	<p>(1) 参加と協働による 市政の運営</p> <p>(2) 効率的な行政経営の推進</p>	<p>①開かれた市政の推進</p> <p>①成果を重視した行政経営の推進 ②健全な財政運営の推進 ③広域行政の推進</p>

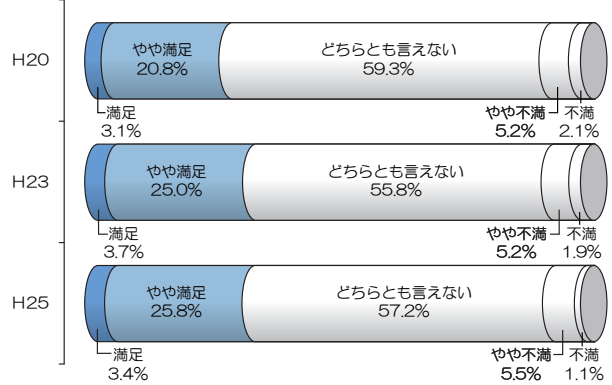
基本政策 1

政策 1 市民自治の実現

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が4.8ポイント増加しました。市民協働に関する社会気運の高まりと共に、市民協働推進条例を施行（H21）、市民協働推進計画を策定（H22～H26）しました。県内他市に例のない市内5箇所に市民活動支援施設を設置・事業展開し、それらが定着してきたことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」に変化はありません。支所機能強化として地域活動支援事業を新たに実施（H23～）していますが、事業展開期にあり満足度の変化が現れるまでには至っていません。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
市民参加・協働の推進	市民協働推進条例を施行（H21）、市民協働推進計画を策定（H22～H26）し、事業を進めたことが市民満足度の向上につながりました。	関係機関との十分な調整をもって、次期市民協働推進計画を策定し、これに基づく事業を実施する期間と位置付けます。
地域コミュニティの充実	町総代とのやりとりや、市民ホームの管理を通じて地域コミュニティの充実に取り組みました。支所機能強化として地域活動支援事業を新たに実施（H23～）していますが、事業展開期にあります。	前期の後半で着手した地域活動支援事業の定着をめざし、効果の発現を確認する期間と位置付けます。
ボランティア・NPOの充実	県内他市に例のない規模で市民活動支援施設の整備を行い、市民活動団体の育成に取り組んだ結果が市民満足度の向上につながりました。	前期で他市を大きく上回る行政サービス水準を整えたことから、これを活かして事業を継続する期間と位置付けます。

施策の体系

市民自治の実現

1-1-1 市民参加・協働の推進

1-1-2 地域コミュニティの充実

1-1-3 ボランティア・NPOの充実

施策

1-1-1 市民参加・協働の推進（主担当：市民協働推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎市民協働推進計画に基づき、市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現します。

1-1-2 地域コミュニティの充実（主担当：市民協働推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎まちづくりの中心的な協働相手となっている基礎的組織である町内会との協働関係の向上を図ります。

◎学区総代会や総代会連絡協議会への支援、地域コミュニティ施設の整備に取り組みます。

◎町総代の事務負担の軽減に取り組むとともに、地域自治拠点である支所の機能をさらに強化し、地域の課題解決のために地域コミュニティ組織が行う地域活動を支援します。

1-1-3 ボランティア・NPOの充実（主担当：文化活動推進課）

〔個別計画〕市民協働推進計画

◎ボランティア・NPOに資金、活動の場、情報などを提供し、多様な市民サービスが提供される豊かな市民社会の実現をめざします。

◎ボランティア・NPOを育てる中間支援組織を支援し、NPO活動の活性化を推進します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 市民参加・協働の推進	市民協働全事業数	82事業 (平成24年度)	110事業
(2) 地域コミュニティの充実	コミュニティ施設の年間利用者数	552,657人 (平成24年度)	600,000人
(3) ボランティア・NPOの充実	市登録の市民活動団体数	561団体 (平成26年)	600団体

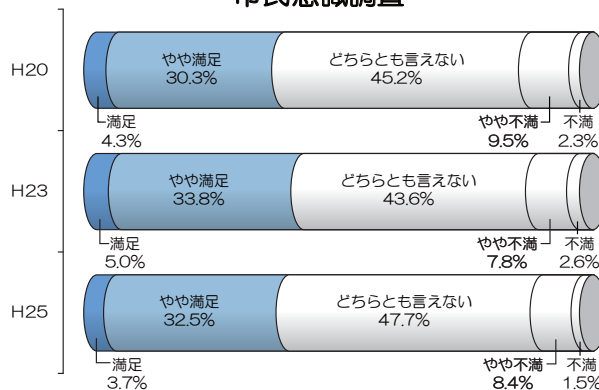
基本政策 1

政策 2 市民生活の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H25で「満足+やや満足」が1.6ポイント増加しました。（H20～H23：+4.2ポイント、H23～H25：-2.6ポイント）「りぶら国際交流センター（LICC）」の事業を定着させたことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。しかし、リーマン・ショック以降外国人市民数が減少し、市民の関心が薄らいだことが満足度減少要因の1つと考えられます。
- ◆ H20～H25で「不満+やや不満」が1.9ポイント減少しました。前述のLICC事業、DV対策基本計画策定などにより、不満の減少につながったと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
市民相談の充実	市民相談員による相談を充実しました。リーマン・ショック前は、きめ細かい外国人相談を実施したことが市民満足度増加につながりました。住宅宅地資金融資あっせん制度、生活資金等融資あっせん制度を廃止しました。	現在の取組みを継続しながら、外国人市民数の変化に注視する期間と位置付けます。
男女共同参画社会の推進	新ウィズプランおかげさき21（H23～H27）、DV ^{*1} 対策基本計画（H24～H27）を策定し、事業を進めたことが市民満足度の向上につながりました。	H28からの次期計画に向けて各計画の評価を行い、関係機関との十分な調整をもって、次期計画を策定し、これに基づく事業を実施する期間と位置付けます。
国際化・多文化共生の推進	りぶら国際交流センター（LICC）事業や国際交流協会事業の実施を通じて外国人市民、日本人市民の相互理解を深めたことが市民満足度の向上につながりました。また、多文化共生推進基本指針（H25～H32）を策定し、3年・3年・2年の各期間で実施計画を定め、計画・評価・進捗管理を行いました。	関係機関との十分な調整をもって、多文化共生推進基本指針の実実施計画を推進する期間と位置付けます。

*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫（あるいは妻）や恋人など親密な関係にある、又はあった男性（あるいは女性）から女性（あるいは男性）に対して振るわれる暴力

施策の体系

市民生活の充実

1-2-1 市民相談の充実

1-2-2 男女共同参画社会の推進

1-2-3 国際化・多文化共生の推進

施策

1-2-1 市民相談の充実（主担当：市民協働推進課）

- ◎相談者の時間的・精神的な負担を軽減するとともに、相談の充実を図ります。
- ◎地域の人材による外国人市民の自立支援に取り組みます。

1-2-2 男女共同参画社会の推進（主担当：文化活動推進課）

[個別計画] 第3次男女共同参画基本計画、DV対策基本計画

- ◎第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女が共にやりがいを持ちながら充実してあらゆる分野に取り組むことができる男女共同参画社会の実現を促進します。
- ◎DV対策基本計画で示す基本理念と基本目標の達成をめざし、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶を推進します。

1-2-3 国際化・多文化共生の推進（主担当：市民協働推進課）

[個別計画] 多文化共生推進基本指針

- ◎多文化共生推進基本指針に基づき、将来像として定めた基本理念である「互いの文化を認め合い、誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎」をめざします。
- ◎市国際交流協会と連携し、国際交流事業への参加を促進し、市民の国際理解の増進を図ります。
- ◎「りぶら国際交流センター（LICC）」を、国際交流ボランティアの中心として日本人市民と外国人市民との交流や相互理解のための場所として活用します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 市民相談の充実	市民相談年間件数	15,288件 (平成24年度)	16,000件
(2) 男女共同参画社会の推進	女性委員などの登用率	23.4% (平成25年)	37.5%
(3) 国際化・多文化共生の推進	国際交流センター年間利用者数	10,154人 (平成24年度)	10,200人

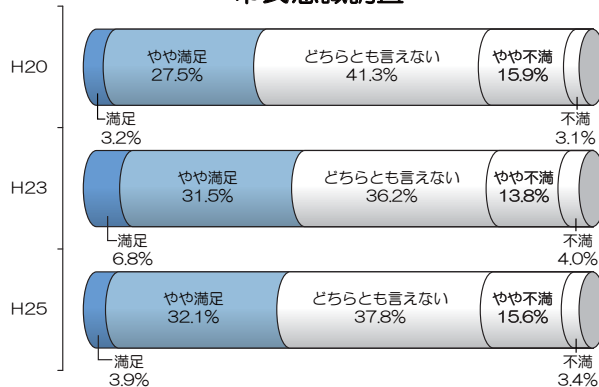
基本政策 1

政策 3 安全社会の構築

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.3ポイント増加しました。（H20～H23：+7.6ポイント、H23～H25：-2.3ポイント）前半は事故多発交差点のカラー舗装化や右折帯設置など、交通安全施策に積極的に取り組んだことが満足度増加要因の1つと考えられます。後半は市民意識調査回答期間中に矢作地区で連続放火事件があり、治安について市民の不安意識が高まったことが、満足度減少の要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
犯罪の無い社会の形成	犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例（H22）、暴力団排除条例（H24）を施行し、第3次防犯活動行動計画（H25～H27）に基づき、防犯事業を推進してきました。また、地域防犯活動の担い手であるボランティア組織の自立した運営に不安があります。	防犯活動行動計画に基づく事業を実施し、関係機関との十分な調整をもって、評価、計画の更新を進める期間と位置付けます。
交通安全の推進	交通安全計画に基づき、交通事故防止に取り組んできました。人身事故件数及び死傷者数は減少していますが、交通死亡事故者数は横ばいです。	交通安全計画に基づく事業を実施し、関係機関との十分な調整をもって、評価、計画の更新を進める期間と位置付けます。
消費生活の向上	消費者行政活性化基金事業を活用して、相談施設の整備や相談員のスキルアップ研修への参加、法律相談の導入などを進めてきました。また、増加する悪質商法などに対しては、国、県と連携をとって防止啓発などを実施しました。	国、県との連携をとって消費者安全法に基づき事業を推進する期間と位置付けます。

施策の体系

安全社会の構築

1-3-1 犯罪の無い社会の形成

1-3-2 交通安全の推進

1-3-3 消費生活の向上

施策

1-3-1 犯罪の無い社会の形成（主担当：安全安心課）

[個別計画] 防犯活動行動計画

- ◎防犯活動行動計画に基づき、「自分たちの安全は自分たちで守る」という地域防犯への機運を醸成することにより各地域で設立された自主防犯活動団体への活動支援を継続し、持続可能な地域ぐるみの防犯活動の実践を働きかけます。
- ◎防犯啓発や防犯情報の提供により、自主的な防犯知識の取得と防犯行動の実践を働きかけます。
- ◎地域に顕在化してきた老朽した空き家等を要因とする犯罪発生の不安については、犯罪を抑止する観点から「地域の目」としての役割を担う自主防犯活動団体によるパトロール活動の実践を働きかけます。
- ◎防犯灯の適正な配置や維持管理を行い、身近な防犯に対する環境づくりを進めます。

1-3-2 交通安全の推進（主担当：安全安心課）

[個別計画] 交通安全計画

- ◎交通安全計画に基づき、交通安全施設の整備・維持管理を行い、安全で安心して利用できる道路環境づくりを進めます。
- ◎事故が多発する道路の調査・分析を実施し、信号機の新設や食い違い交差の解消など道路改良を順次進めます。
- ◎交通安全キャンペーンを展開するとともに、高齢者や自転車利用者を対象に歩行環境シミュレータや自転車シミュレータを活用した体験型の交通安全教室を実施し、交通事故を撲滅、減少させます。

1-3-3 消費生活の向上（主担当：安全安心課）

- ◎消費者安全法などに基づき、国や県などの関係機関と連携して、悪質商法被害の防止啓発、消費者教育、消費生活相談を実施し、自ら被害の防止や複雑多様化する消費生活問題に対応できるよう消費者を育成します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 犯罪の無い社会の形成	刑法犯認知件数	3,273 件 (平成 25 年)	3,000 件
(2) 交通安全の推進	交通安全活動への市民参加年間人数	45,773 人 (平成 25 年)	46,000 人
(3) 消費生活の向上	消費生活相談処理率	99.54% (平成 24 年度)	100%

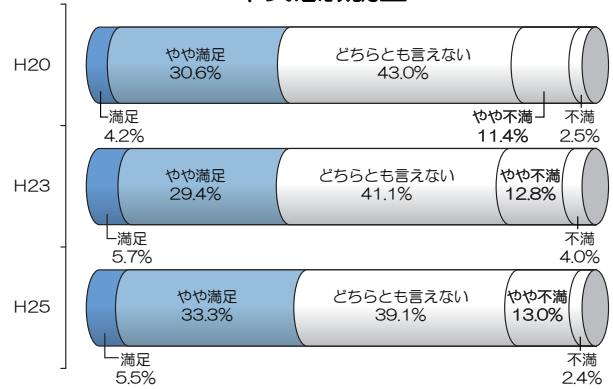
基本政策 1

政策 4 防災体制の充実

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が4.0ポイント増加しました。（H20～H23：+0.3ポイント、H23～H25：+3.7ポイント）平成20年8月末豪雨を経て、これまで以上に雨水災害への対策を実施し、地震への備えとして緊急地震速報の活用や耐震政策を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。地震対策については、東日本大震災の発生（H23.3）により南海トラフ地震への被害想定が見直されたことから、市民意識調査の結果にかかわらず特に重点化して進める必要があります。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
防災対策の推進	地域防災計画を策定、改定し、防災ラジオなど情報伝達手段の充実、防災備蓄倉庫の整備、防災マップの作成を通じた防災意識啓発などを一体的に実施したことが、市民満足度の向上につながりました。	南海トラフ地震の被害想定を反映した新たな地域防災計画に基づく事業を実施し、その評価を踏まえて関係機関と十分な調整をもって計画の更新を進める期間と位置付けます。
都市整備における防災対策	平成20年8月末豪雨を機に緊急浸水対策として、伊賀川や占部川、下水道雨水幹線など、一定のインフラ整備を実施しました。これらの効果を検証し、総合的な浸水対策を進める時期にきています。	未改修河川や下水道雨水幹線など、標準的な整備水準による治水対策の推進に加え、緊急的に行われた雨水インフラ整備の効果を踏まえた超過降雨への対応を関係機関と十分な調整をもって総合雨水対策計画で定め、積極的な水害対策事業を進める期間と位置付けます。
消防体制の充実	救急救命士養成や消防団運営、消防車両整備や消防無線の整備など、円滑な消防活動に必要な事業を進めました。	消防体制の充実に向けて事業を進める期間と位置付けます。また、県道48号線の拡幅が検討されていることから東消防署南分署移転の必要性を含め、消防体制を充実させ強化を図ります。

施策の体系

防災体制の充実

1-4-1 防災対策の推進

1-4-2 都市整備における防災対策

1-4-3 消防体制の充実

施策

1-4-1 防災対策の推進（主担当：防災危機管理課）

[個別計画] 地域防災計画

- ◎南海トラフ地震による被害想定を反映した新たな地域防災計画に基づき、地域の防災力向上を推進します。
- ◎女性や高齢者、障がい者などに配慮した備蓄品の整備など、避難者が安心して過ごせる避難所づくりのための整備を進めます。
- ◎防災講習会、防災出前講座の開催、町内会への防災マップ作成支援などの、自主防災組織や災害ボランティア団体の活動支援を拡充することで「自助」「共助」の一層の強化を進めます。
- ◎地域防災の推進に向け、資機材等の整備に対する補助金制度の充実と地域の防災拠点の整備を進めます。

1-4-2 都市整備における防災対策（主担当：防災危機管理課・河川課）

[個別計画] 地域防災計画、総合雨水対策計画、建築物耐震改修促進計画

- ◎災害に強い都市づくりをめざし、今後は局地的な集中豪雨への対応を含めた総合雨水対策計画や関係計画との連携により、乙川や上地新川などの河川改修及び下水道（雨水）整備を進めるとともに、市民及び事業者との協働による、総合的・複合的な水害対策を推進します。
- ◎住宅の耐震化や緊急輸送道路網の整備など、都市整備における地震、風水害に対する防災対策を推進し、災害時の被害を最小限にする取組みを進めます。

1-4-3 消防体制の充実（主担当：消防本部）

- ◎消防職員の職務遂行に必要な知識の習得、技術の錬磨を図るため、消防学校などの各種研修機関に派遣し、専門的知識や技術を習得した消防隊員を養成します。
- ◎地域住民の安全確保のために消防団活動に精励している消防団員の適切な処遇の改善に努めるとともに、消防団装備の改善を図ります。
- ◎市民の安全・安心を守る新たな防災拠点施設として、消防署の整備を進めます。
- ◎消防施設の更新計画に基づき、人的・物的な被害を最小限に抑止する消防設備・施設の整備を進めます。
- ◎災害弱者が多数入居する福祉施設を始め、ホテルや旅館、大型店舗、危険物施設及び共同住宅などの防火対象物への立入検査を強化し、大規模火災の発生を抑止します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 防災対策の推進	町による防災マップ作成率	58% (平成25年度末)	90%
(2) 都市整備における防災対策	床上浸水被害の解消	総合雨水対策計画策定中	床上浸水被害の軽減
(3) 消防体制の充実	出火年間件数	150件 (平成25年)	150件

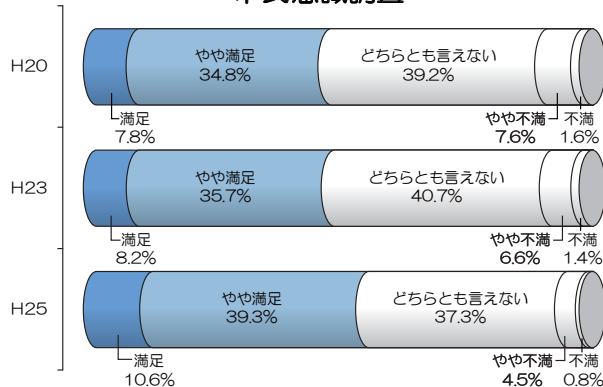
基本政策 2

政策 1 保健衛生の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が1.3ポイント増加し、「やや不満+不満」が1.2ポイント減少しました。公費負担の妊婦健診の回数を増やしたこと、3大死因のうち、悪性新生物、脳血管疾患の割合が減少したことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が6ポイント増加しました。特定妊産婦*1の保健指導を強化したことや、「かかりつけ小児科医師」を持つ4か月児の保護者の割合が増加したことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
健康づくりの推進	がん検診等の受診券の配布 (H21～)、ミニドック型健診を開始し (H22～)、市民の疾病の早期発見に努めた結果、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率が減少してきています。平成25年度に『健康おかげさき21計画 (第2次)』 (H26～H34) を策定し、現在は事業転換期にあります。	『健康おかげさき21計画 (第2次)』に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患の早期発見に向けた検診等の受診率の向上を図るとともに、【食育の推進】を【健康づくりの推進】へ施策を統合し、食習慣や運動習慣等の日頃の生活習慣の改善を通じて、健康づくりや食育を推進する期間と位置付けます。
食育の推進	「3食、300グラム、三河の野菜」を基本目標に、イベントの開催等食育の周知に重点を置いて推進したことにより、「地産地消」「食育の日」といった食育に関連する言葉の認知度が上昇する等、市民の食育への関心は高まりました。	
公衆衛生の確保	平成21年度に流行した新型インフルエンザの発生や生食用食肉に対する規制強化等にも混乱なく対応しました。また、「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」では順調に実績を積んだものの、事業展開期であったため、認定数が頭打ちの状況となっています。	新型インフルエンザ等の流行に備え、前期同様、必要な対策を実施するとともに、認定数が頭打ちとなった「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」の認知度向上に努める期間と位置付けます。

施策の体系

保健衛生の充実

2-1-1 健康づくり・食育の推進

2-1-2 公衆衛生の確保

*1 特定妊産婦：未婚・若年・多産・産後届出・喫煙習慣があるなどのハイリスク妊婦

施策

2-1-1 健康づくり・食育の推進（主担当：保健部）

[個別計画] 健康おかざき 21 計画、食育推進計画

- ◎健康おかざき 21 計画（第 2 次）や第 2 次食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、平均寿命を上回る健康寿命の延伸をめざします。
- ◎健康づくりの第一歩として、市民のニーズにあった健康診査やがん検診の環境を整備します。
- ◎生涯を通して健康的な生活ができるよう、ライフステージに合わせた「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「たばこ」、「アルコール」、「歯と口の健康」、「健やか親子」の 7 つの視点から健康づくりを支援していきます。
- ◎心の健康づくりでは、市民の様々な心理的な悩みに応じた相談体制を継続するとともに、自殺予防対策として身近な地域支援者のゲートキーパー*1 養成研修などで知識の普及に努め、自殺者を減少させます。
- ◎母子保健では、「ライフサイクルに沿った性の健康教育」と乳幼児・妊産婦・家族に向けた「いのちを繋ぐ性の健康教育」を推進し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努め、母子の健康を守ります。
- ◎健康づくりを支える社会を構築するため、誰もが健康づくりに取り組めるよう、地域の健康づくりの核となる人材の育成や活動の支援を行い、地域を巻き込んだ健康づくりを推進します。

2-1-2 公衆衛生の確保（主担当：保健部）

[個別計画] 新型インフルエンザ等対策行動計画、動物行政推進計画

- ◎新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合、様々な状況に対し迅速な対応を実施します。
- ◎食品衛生管理が優れた施設を認定する「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」を推進し、食品営業者の衛生管理に対する意識を高め、衛生管理水準の向上と食の安全を確保します。
- ◎老朽化した火葬場を将来の火葬需要を踏まえて建て替えます。本事業では施設の設計施工から管理運営までを、PFI 手法により実施し、財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ります。
- ◎少子高齢化により墓地需要の増加が見込まれる一方、墓地の無縁化への対応など様々な課題が想定されるため、墓地のあり方を検討したうえで、必要な整備を行います。
- ◎動物行政推進計画に基づき、動物を通じた環境学習、動物愛護思想の高揚、飼育マナーの啓発などに取り組み、人と動物との良好な関係づくりを進めるとともに、動物虐待に関する苦情や動物による危害の発生を防ぎます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 健康づくり・食育の推進	75 歳未満のがんの年齢調整死亡率	男 98.4%（平成 22 年） 女 50.3%（平成 22 年）	男 87.6%以下 女 42.6%以下
	脳血管疾患の年齢調整死亡率	男 50.0%（平成 22 年） 女 29.0%（平成 22 年）	男 42.1%以下 女 26.6%以下
	虚血性心疾患の年齢調整死亡率	男 23.4%（平成 22 年） 女 15.4%（平成 22 年）	男 20.2%以下 女 13.8%以下
(2) 公衆衛生の確保	人口 10 万人当たりの食中毒患者数 3 類感染症発患者数	13.2 人（平成 25 年） 12 人（平成 25 年）	10 人以下 30 人以下

*1 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

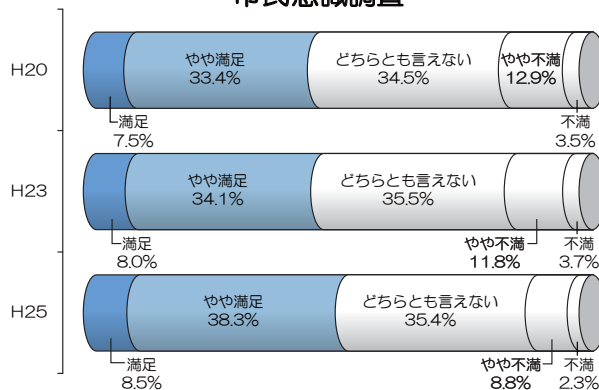
基本政策 2

政策 2 地域医療の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23において「満足+やや満足」が1.2ポイント増加し、「不満+やや不満」が0.9ポイント減少しました。H22年度に医療安全支援センターを設置したことや、市民病院の安定経営につながる医師の増員、病棟看護体制を向上させたことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25において「満足+やや満足」が4.7ポイント増加し、「不満+やや不満」が4.4ポイント減少しました。医療安全支援センターが市民に浸透し、相談に対する効果が認められたことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
地域医療体制の充実	医療安全支援センターによる相談業務が市民に浸透したことで、相談件数の増加とともに、その内容がより専門化し、多分野にわたってきています。	医療安全支援センターによる相談業務について、専門化、多分野化に対応すべく、相談担当職員のスキルアップや他部署との連携を図るなど、制度の充実を図る期間と位置付けます。
救急医療の充実	市民病院の医師数や病棟看護体制が向上していますが、救急医療機関受診者が過度に市民病院へ集中しており、慢性的な医師不足や病床不足に悩まされている状態です。	市民病院と2次救急医療機関との連携強化を図り、救急医療受診者を適切な医療機関へ誘導するとともに、不足する2次救急医療機関の誘致を図るなど、さらなる救急医療体制の充実を図る期間と位置付けます。
市民病院の安定運営	赤字経営を脱却できたことに加え、医師数の増加や、7対1看護体制が実現されました。	現状の体制を維持するには、退職者の多い看護師の継続的な採用や、慢性的な医師不足対策として研修医を積極的に採用し、中期経営計画に基づく事業を実施します。

施策の体系

地域医療の充実

2-2-1 地域医療体制の充実

2-2-2 救急医療の充実

2-2-3 市民病院の安定運営

施策

2-2-1 地域医療体制の充実（主担当：保健部・市民病院）

[個別計画] 愛知県地域保健医療計画

- ◎今後の医療需要や国県の医療施策等を見据え、適正な病床数の確保を図るとともに、必要な人に必要な医療を提供できる体制を充実します。
- ◎地域医療の安全性と信頼性の向上をめざして、医療機関等への適切な指導・助言を行います。
- ◎医療安全支援センターでは、市民からの医療に関する苦情や相談に対応します。
- ◎市民病院では、地域医療支援病院として、病床や診療機器の活用を通して地域の医療機関を支援します。また、化学療法や放射線治療を進め、疼痛緩和ケアの充実、地域がん診療連携拠点病院への移行などに取り組み、高齢化に伴うがん患者の増加に対応します。

2-2-2 救急医療の充実（主担当：保健部・市民病院）

[個別計画] 愛知県地域保健医療計画

- ◎軽症患者を対象とする1次救急医療対策として、休日・夜間の診療体制を支援するとともに、救急医療の適切な利用について市民への啓発を行います。
- ◎重症患者の入院や手術に対応するための2次救急医療対策として、24時間365日受け入れ可能な病院の誘致及びその整備等の支援を推進します。
- ◎市民病院では、救急外来の充実による応急体制の機能強化を図り、第3次救急医療機関^{*1}として重症度に応じた適切で速やかな救急医療を提供します。
- ◎大規模災害時の医療体制について、県及び西三河南部東医療圏関係機関等と連携し、広域受援体制を構築します。

2-2-3 市民病院の安定運営（主担当：市民病院）

[個別計画] 病院改革プラン

- ◎病院改革プランに基づき、安定的かつ計画的に地域の中核病院としての役割を担っていきます。
- ◎医師のモチベーションを高く保てるよう診療環境の整備、臨床研修病院としての機能充実、研修教育環境の整備に取り組むことで、全国的な勤務医不足においても必要な医師を確保します。
- ◎修学資金や託児所の活用、看護師の勤務環境の改善などに取り組み、患者7名に対して看護師1名の配置体制を維持できるよう看護師を確保します。
- ◎地域の医療機関と相互に連携し、最適な医療を提供します。
- ◎急性期病院^{*2}として、急性期入院医療・包括医療制度(DPC)^{*3}を活用し、医療と経営の効率化を進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 地域医療体制の充実	市民病院における受診患者のうち他医療機関等からの紹介割合	65.2% (平成26年度上半期)	70%
(2) 救急医療の充実	照会1回で救急搬送した割合	91.8% (平成25年)	92%
(3) 市民病院の安定運営	医師数	医師 138人 (平成25年度末)	医師 150人
	病棟看護体制	看護体制 7:1 (平成25年)	看護体制 7:1

*1 第3次救急医療機関：第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中など重篤救急患者を担当する病院

*2 急性期病院：発症後まもない患者や症状が安定しない患者を受け入れる病床を有し、一定期間集中的な治療を施す病院

*3 包括医療制度(DPC)：病名や診療内容を約1700種類に分類し、分類ごとに1日当たりの費用を定めた新しい医療費の支払い方法(Diagnosis Procedure Combination)

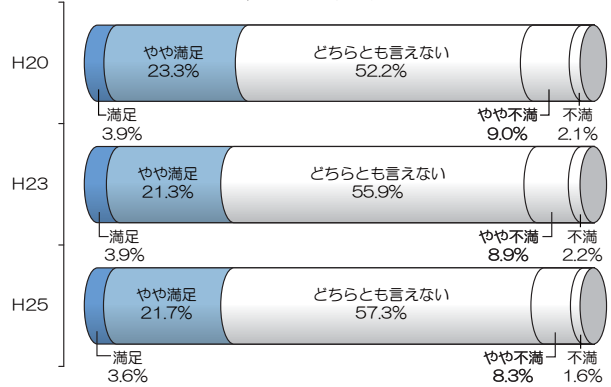
基本政策2

政策3 地域福祉の推進

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」の値が2ポイント減少し、「不満足+やや不満足」の値に変化がありませんでした。福祉基盤の整備は進めてきましたが、事業の定常化や恒常化が広がってきたこと、関心が薄れた結果が、市民意識調査の結果に表れたと考えられます。
- ◆ H23～H25で満足度に変化はありませんでした。H24に計画が改定され、新たな事業の取組みを始めたばかりなので、満足度変化がなかったと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
地域福祉活動の充実	孤独死や、児童、高齢者虐待等の社会問題が顕著化してきており、地域での交流促進と居場所の確保、市民活動団体・事業所・行政・社会福祉協議会との連携の強化が課題となっています。	前期において整えた地域福祉基盤を活用し、地域での交流促進と市民活動団体等との連携を強化できるよう、地域ネットワークの構築や福祉サービスを総合的にコーディネートする体制を整備、かつ、展開する期間と位置付けます。
福祉基盤の充実	学区福祉委員会の設立が全学区なされたこと、災害時避難行動要支援者支援制度 ^{*1} の拡充等により、地域福祉の基盤が整ってきました。学区福祉委員会など地域での活動の支援や充実が課題となっています。	なお、これに合わせて【福祉基盤の充実】を【地域福祉活動の充実】に施策を統合します。

施策の体系

地域福祉の推進

2-3-1 地域福祉の充実

*1 災害時避難行動要支援者支援制度：災害時避難行動要支援者の個人情報を地域住民の方々に一部開示することにより、災害時の避難の支援を可能にするための制度

施策

2-3-1 地域福祉の充実（主担当：福祉総務課）

[個別計画] 地域福祉計画

- ◎地域福祉計画の着実な推進を図ります。
- ◎地域課題あるいは個別課題に対して、コミュニティソーシャルワーカー^{*1}が介在した地域ネットワークの中で支えあいながら解決できる環境の整備を図ります。
- ◎サロンなど小地域での地域福祉活動を推進します。
- ◎災害時要配慮者や避難行動要支援者への支援体制を地域支援者や関係機関と連携して推進します。
- ◎地域での福祉を支える福祉団体、ボランティア団体、学区福祉委員会などの市民活動団体を育成・支援します。
- ◎福祉サービスを総合的にコーディネートする体制の整備を図ります。
- ◎福祉サービス事業者の経営や事業運営の健全化、対象サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 地域福祉の充実	ボランティア登録団体数	90 団体 (平成25年)	100 団体

*1 コミュニティソーシャルワーカー：地域福祉等の取組みを推進するため、社会福祉援助を行う人

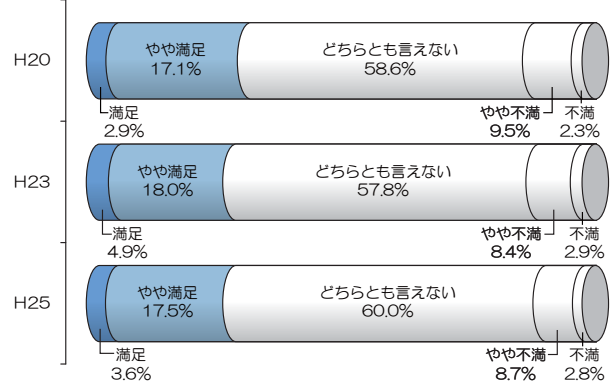
基本政策2

政策4 障がい者福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が2.9ポイント増加しました。障がい者グループホームの定員が増加したことや、障がい福祉サービス事業者の増加による安定したサービスの提供が満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が1.8ポイント減少しました。度重なる法制度改正により制度理解に混乱が生じたことや、発達に心配のある子どもが増加し、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められるなか、支援基盤が整備途上にあることが満足度減少要因の1つであると考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
福祉サービスの充実	施設整備補助金を交付したことで、障がい者グループホームの定員が増加し、障がい者の地域生活への移行につながりました。福祉の村は開所から30年が経過し、将来のあり方について再検討する必要が生じ、福祉の村基本構想、こども発達センター等基本計画を策定しました。	障がい者の社会参加と自立支援体制が整ってきたことから、【社会参加と自立支援】を【福祉サービスの充実】に統合し、一般企業などに障がい者理解を深める啓発を実施することで、働く環境の確保に努める期間と位置付けます。また、これまで保健部や医療機関、療育機関が個別に実施していた発達障がい児支援を、より効率的、機能的に支援できるよう、こども発達センターを整備し、さらなる福祉サービスの充実に図る期間と位置付けます。
社会参加と自立支援	就労系障がい福祉サービス事業所が増加したことにより、障がい者の自立支援の体制が整い、障がい者の社会参加の機会も増えてきました。	

施策の体系

障がい者福祉の充実

2-4-1 福祉サービスの充実

施策

2-4-1 福祉サービスの充実（主担当：障がい福祉課）

[個別計画] 障がい者基本計画、障がい福祉計画

- ◎障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、施設の整備、障がい福祉サービス事業者の確保に取り組み、障がい者に安定したサービスを提供します。
- ◎一般企業などに障がい者への理解を深めるよう啓発するとともに、雇用されることが困難な障がい者へ働く場を提供するよう働きかけます。
- ◎障がい者がスポーツや文化活動を通じて健康増進や機能の維持・回復を図り、社会を構成する一員として生きがいを感じるができるよう自立及び社会参加を支援します。
- ◎福祉の村は、発達障がいに関する相談・診療・療育施設「こども発達センター」の新設や障がい児・者の交流施設である「友愛の家」の充実など再整備に取り組みます。特に相談支援体制については、障がい児・者の相談支援の総合拠点として確立します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 福祉サービスの充実	障がい者グループホームの定員	78 人 (平成 25 年度)	132 人

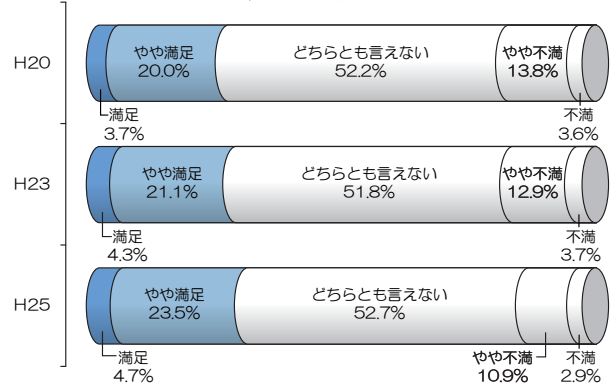
基本政策 2

政策 5 高齢者福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が1.7ポイント増加しました。在宅福祉サービスの利用者、老人福祉センターの利用者数が増加したことや地域密着型特別養護老人ホームの整備が進められたことが満足度増加の要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が2.8ポイント増加しました。困りごと解決支援補助事業の実施や、介護保険暫定サービス利用者負担助成事業の実施、H24年度の認知症サポーター養成数が県内で2番となったことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
福祉サービスの充実	独居老人、高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加が課題となっています。	高齢者の社会参加と自立支援体制が浸透したことをうけ、【社会参加と自立支援】を【福祉サービスの充実】へ施策を統合し、増加する高齢者に対し施設を活用した社会参画の機会を提供し、介護予防に関する知識の普及・啓発や認知症予防対策に取り組む期間と位置付けます。
社会参加と自立支援	これまで整備してきた高齢者の交流施設、生きがい施設、福祉施設を活用した高齢者の社会参加機会の創出とシルバー人材センターを通じた高齢者の自立支援の体制が推進され、利用者数も伸びています。	
介護サービスの充実	地域包括支援センターを平成25年度に2箇所増設しました。平成24年度の認知症サポーター養成数が県内で2番目に多い数字となっていますが、地域で認知症高齢者やその家族を支える仕組みが脆弱です。地域包括支援センターの認知度が低く、知名度の向上や医療、介護との連携、地域住民との連携の強化が課題となっています。	老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを中心として「地域包括ケアシステム」の構築を推進する期間と位置付けます。

施策の体系

高齢者福祉の充実

2-5-1 福祉サービスの充実

2-5-2 介護サービスの充実

施策

2-5-1 福祉サービスの充実（主担当：長寿課）

[個別計画] 老人福祉計画

- ◎老人福祉計画に基づき、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、生活の維持、家族負担の軽減などの福祉サービスを提供します。
- ◎健康で生きがいを持って生活できるように、「就労」「社会参加」「生きがい」「健康づくり」などの多面的な支援に取り組み、高齢者の活力を活かせるように支援します。

2-5-2 介護サービスの充実（主担当：長寿課）

[個別計画] 介護保険事業計画

- ◎介護保険事業計画に基づき、適正な質及び量の介護サービスを提供し、高齢者が要介護状態となっても在宅、または施設で適正な介護サービスを受け、能力に応じた日常生活が送れるようにします。
- ◎住民の互助活動や見守り活動を推進するとともに、医療と介護の連携を強化して、地域で支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ◎介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援、また早期対応が求められる認知症予防対策に取り組み、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、高齢者の自立を支援します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 福祉サービスの充実	サービス利用人数	延 6,071 人 (平成 24 年度)	延 6,361 人
(2) 介護サービスの充実	在宅介護率	74.4% (平成 25 年度)	75%

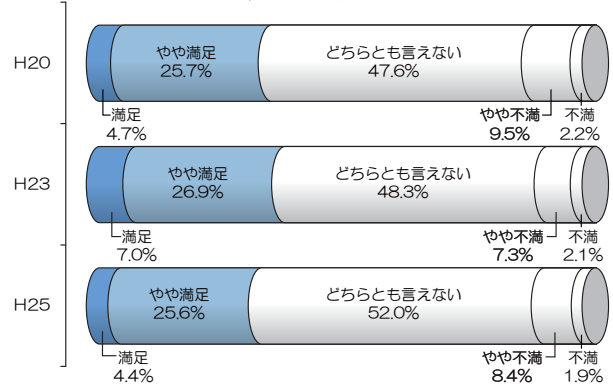
基本政策 2

政策 6 児童福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.5ポイント増加しました。子ども医療費の無料化や、児童育成センター利用定員数の増加、特別保育実施園数の増加などが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が3.9ポイント減少しています。子ども医療費の無料化が他自治体においても実施されたことや制度の浸透等により、特別な関心が下がったことが満足度減少の要因の1つと考えられます。

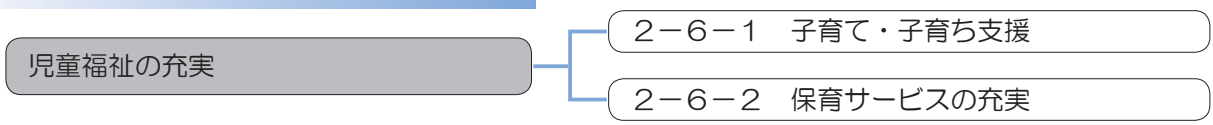
市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
子育て・子育て支援	岡崎市児童育成支援行動計画により関係機関と連携し、行政、子育て家庭、地域社会、事業者が一体となって子どもと子育て家庭を支援する環境整備を実施しました。	子育て・子育て支援は、将来の本市を担う子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、国の成長戦略の1つである女性の活躍する社会の実現にもつながることから、施策のさらなる充実を図る期間と位置付けます。
保育サービスの充実	保育サービスの充実を図るため、保育時間の延長や保育所を利用しない児童への一時保育等を実施しました。	保育サービスの充実は、国の成長戦略の1つであり、今後の生産年齢人口減少社会において期待される女性の社会進出を促すとともに、将来の本市を担う人材の育成につながることから、施策のさらなる充実を図る期間と位置付けます。

施策の体系



施策

2-6-1 子育て・子育て支援（主担当：こども育成課）

[個別計画] 子ども・子育て支援事業計画

◎次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援するため、安心して子育てができる環境整備や子育てにかかる経済的負担の軽減など、子どもと子育て家庭を対象とする総合的な子ども・子育て支援を推進します。

◎個別に特別な支援を要する児童及び社会的養護が必要な児童など専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、関係機関と連携して子どもの最善の利益に配慮したきめ細かな取り組みを行います。

2-6-2 保育サービスの充実（主担当：保育課）

[個別計画] 子ども・子育て支援事業計画

◎子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域によって生じている保育所・幼稚園の過不足の解消を図ります。

◎保育所、幼稚園の良さを併せ持つ認定こども園の整備を進めます。

◎延長保育、病児・病後児保育、一時預かり保育などの子育て支援事業を拡大し、保護者の就労にあわせた子育てと仕事の両立を支援できる保育体制を整えます。

◎公立・私立保育所の耐用年数の経過に伴う建替え及び施設の保全に取り組み、入所児童の安全を確保します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 子育て・子育て支援	児童育成センター利用定員数	1,700人 (平成25年)	2,500人
(2) 保育サービスの充実	特別保育実施園数	延55園 (平成25年)	延62園

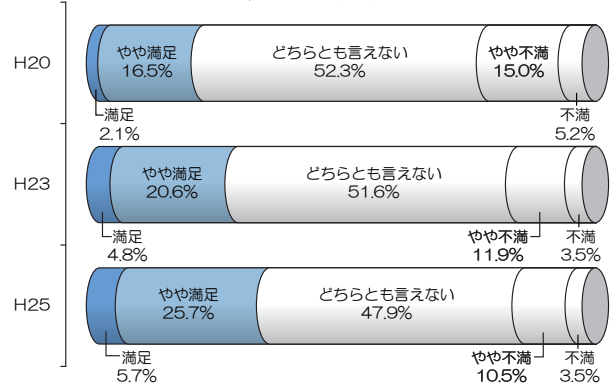
基本政策2

政策7 社会保障の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が6.8ポイント増加しました。リーマン・ショックによる急激な景気の悪化により社会保障サービスへの市民の関心が高まったことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が6ポイント増加しました。本市が独自に実施している30歳代からの健診受診や健診コースを複数用意したことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
医療保険制度の適正な運営	健康維持・増進のため、健診対象を30歳代へ拡大するとともに、健診コースを複数用意し、受診しやすい環境を整えました。	社会保障制度は国の成長戦略においても見直しの対象とされています。法令を通じて執行される部分が大半であるため、施策を全て統合し、国の方針に沿った各制度の安定的な運営を実施する期間と位置付けます。
国民年金の適正な運営	年金受給者の増加に対し、国民年金を適正に運営しました。	
生活保障の確保	景気悪化に伴う急激な社会保障需要の増加に対し、適切に生活保障を実施しました。	

施策の体系

社会保障の充実

2-7-1 社会保障の充実

施策

2-7-1 社会保障の充実（主担当：国保年金課・生活福祉課）

- ◎国民皆保険制度の基礎である国民健康保険や後期高齢者医療制度など、公的医療保険・助成制度の適切な運営に努め誰もが安心して医療を受けられるようにします。
- ◎国民健康保険では、特定健康診査^{*1}・特定保健指導^{*2}の実施率の向上を図ることで市民の健康維持と医療費の削減に努めるとともに、資格や給付の適正化やきめ細かな収納対策による保険料収入の確保を図るなど、制度の適切で健全な運営に努めます。平成30年度には制度の県単位での運営が予定されるなかで、県や他の保険者と連携して市民サービスの低下を招かないよう努めます。
- ◎後期高齢者医療制度では、広域連合と連携を取りながら、制度の適切で安定な運営に努めます。
- ◎生活に困窮する相談者の生活状況等を的確に把握し必要な支援を行うとともに、被保護者の自立に向けた適正な指導、支援を行い、セーフティネットとしての生活困窮者支援制度並びに生活保護制度が適正に運用され、市民が安心して暮らせるようにします。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 社会保障の充実	メタボリックシンドローム ^{*3} の該当者及び予備群の減少率	4.9% (平成24年度)	25%

*1 特定健康診査：平成20年4月より導入された40～74歳の保険加入者を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査
 *2 特定保健指導：特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して行われる保健指導
 *3 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態

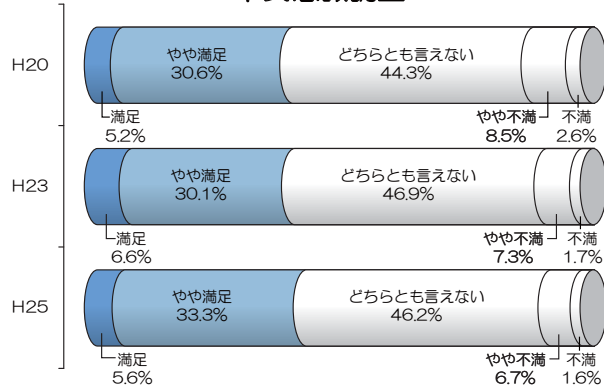
基本政策3

政策1 自然環境の保全と活用

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が3.1ポイント増加し、「不満+やや不満」が2.8ポイント減少しました。わんParkやホテル学校の整備を進め、他市にはない「水とみどりの森の駅」での一体的な事業展開が、満足度増加、不満足度減少要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
豊かな自然環境の保全	生物多様性おかさき戦略を策定（H24）し、外来生物*1 駆除や湿地保全など自然保護活動を推進しました。活動を継続するにはボランティア人員の不足が懸念されます。	【自然とのふれあいの場の形成】と【豊かな自然環境の保全】を一つの施策に統合し、わんParkや鳥川ホテルの里などの自然とのふれあいの場を有効に活用した事業を推進する期間と位置付けます。
自然とのふれあいの場の形成	わんParkやホテル学校の整備を行い、事業展開をしました。整備が一段落し、事業計画の見直しや市民活動団体の支援・育成が課題となっています。	

施策の体系

自然環境の保全と活用

3-1-1 自然環境の保全と活用

*1 外来生物：もともとその地域に生息していなかったのに、貿易などの人間の活動によって外国から持ち込まれた生物

施策

3-1-1 自然環境の保全と活用（主担当：環境保全課）

[個別計画] 生物多様性おかげ戦略

- ◎生物多様性おかげ戦略に基づき、市民・団体が行う自然保護活動を支援し、池沼、湿地、里地・里山などの自然資源を保全します。
- ◎保護すべき区域や種の指定、外来生物の駆除などにより在来生物^{*1}の保護に取り組み、生物の多様性を保全します。
- ◎養成講座、研修会などによる自然保護活動リーダーの育成、幼児・児童向け自然体験学習の推進などに取り組み、自然環境の保全に対する市民の意識向上を図ります。
- ◎自然保護活動により保全された池沼、湿地、里地・里山を活用し、また、自然体験・環境学習施設「水とみどりの森の駅」を体験型の環境学習や都市・農山村部の市民相互の理解と交流のための活動に活用し、自然と人が身近にふれあうまちづくりを進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
（1）自然環境の保全と活用	自然体験プログラム参加者数	5,598人 （平成25年度）	6,500人

*1 在来生物：昔からその地域に生息していた生物

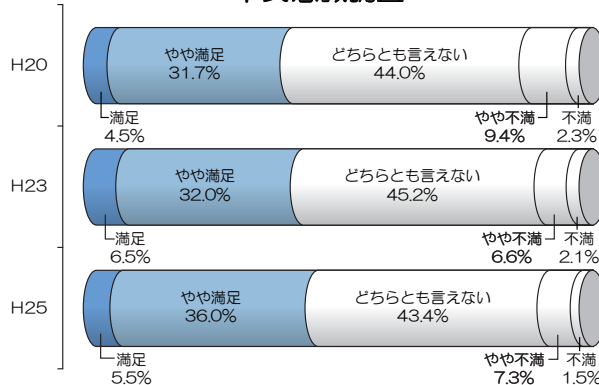
基本政策 3

政策 2 良好な生活環境の確保

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.3ポイント増加し、「不満+やや不満」が2.9ポイント減少しました。水環境創造プラン（H19～H43）の事業展開、重点施策見直し（H26～H31）、PM2.5^{*1}監視への迅速な対応などが、満足度増加、不満足度減少要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
健全な水循環の確保	水環境創造プランに基づき、乙川サミット、市民一斉水環境調査、森の駅事業などの親水性を高めるための事業に取り組みました。	水環境創造プランとその重点施策に基づき関係各課と十分な調整をもって事業を推進する期間と位置付けます。
生活環境の保全	公害防止、不法投棄対策、環境美化啓発等を行い、生活環境の保全に取り組みました。	環境法令や環境保全協定に基づき事業を推進する期間と位置付けます。

施策の体系

良好な生活環境の確保

3-2-1 健全な水循環の確保

3-2-2 生活環境の保全

*1 PM2.5：粒径が2.5マイクロメートル（1マイクロメートル=1000分の1ミリメートル）以下の大気中に浮遊する粒子状物質

施策

3-2-1 健全な水循環の確保（主担当：環境保全課）

[個別計画] 水環境創造プラン

◎水環境創造プランに基づき、保水能力の高い森林整備、生活系・工場系に起因する汚濁負荷量^{*1}の削減、家庭・事業所における雨水の貯留浸透、自然にホタルが飛び交うような水辺環境の改善及び環境保全団体への支援などに取り組み、流域の健全な水環境の確保を図ります。

3-2-2 生活環境の保全（主担当：環境保全課）

◎環境法令や環境保全協定に基づき、大気汚染、水質汚濁などの公害防止を図るため、工場や廃棄物処理施設等への立入検査を実施し、適切な指導や監視を行います。

◎PM2.5や光化学スモッグ^{*2}などの大気汚染の監視を強化します。

◎下水道（汚水）及び農業集落排水処理施設並びに合併処理浄化槽の普及促進に取り組み、川の中や水辺で遊ぶことができる水質を確保します。

◎ポイ捨ての防止対策、犬ふん放置対策及び環境美化啓発活動などに取り組み、ごみの無い美しいまちを実現します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 健全な水循環の確保	水循環再生指標 ^{*3} ※5点満点	3.3 (平成25年)	4
(2) 生活環境の保全	環境基準 ^{*4} (BOD ^{*5}) の達成率	100% (平成25年)	100%

*1 汚濁負荷量：水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物の量

*2 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」と呼ばれる物質が発生し、白くモヤがかかった「光化学スモッグ」と呼ばれる状態になる

*3 水循環再生指標：水循環に関する「水質」「水量」「生態系」「水辺」という4つの視点から、各調査項目を5段階で点数化するもの

*4 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

*5 BOD：Biochemical oxygen demand の略称で、生物学的酸素要求量と呼ばれ、水中の有機物などの酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したものの

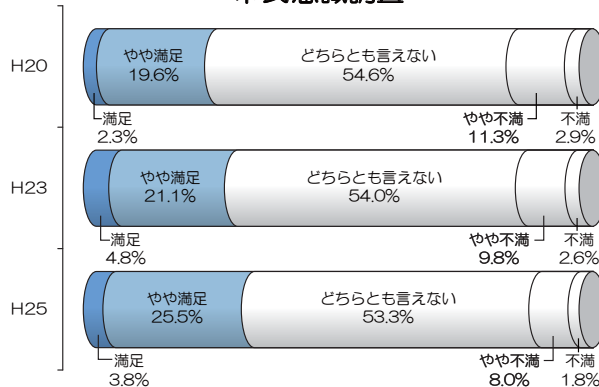
基本政策3

政策3 地球環境の保全

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が7.4ポイント増加し、「不満+やや不満」が4.4ポイント減少しました。経済危機対策としての環境分野に対する国の制度（エコポイント、エコカー減税、太陽光パネル設置補助）や、東日本大震災以降の分散型エネルギーへの転換の必要性などが、市の施策と合わせて市民意識を高め、満足度の大きな増加へつながったと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
地球温暖化対策	地球温暖化対策実行計画（H23～H32）に基づき、温室効果ガスの排出削減目標を設定し、中核市・特例市グリーンニューディール基金*1など国の制度を積極的に活用して施策を展開しました。	地球温暖化対策実行計画に基づき、事業を推進します。低炭素社会の実現と分散型エネルギーの導入については、社会要請が高まっていること、既存資源（中央クリーンセンター、中央総合公園、岡崎駅南区画整理）を活用できる可能性が十分にあることから積極的に事業を進める期間と位置付けます。
ごみ減量・リサイクル	新一般廃棄物中間処理施設が完成しました。一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ減量への市民意識も高まりました。	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、市民及び事業者のごみ減量・資源化を支援するとともに、ごみ排出量の増減の一因である景気動向を注視します。西尾市及び幸田町との広域関係において施設寿命を迎える施設についての検討や、【地球温暖化対策】の既存資源の活用について積極的に事業を進める期間と位置付けます。

施策の体系

地球環境の保全

3-3-1 地球温暖化対策

3-3-2 ごみ減量・リサイクル

*1 中核市・特例市グリーンニューディール基金：地方公共団体実行計画の策定に基づく地球温暖化対策の推進を目的として、国が中核市・特例市に対し補助金を交付

施策

3-3-1 地球温暖化対策（主担当：環境総務課）

[個別計画] 地球温暖化対策実行計画

- ◎地球温暖化対策実行計画に基づき、地域の特性に応じた新エネルギーの普及、エネルギー消費の最適化を進め、低炭素で持続可能な社会の実現を推進します。
- ◎新エネルギーは地球温暖化対策のみでなく、防災対策、市民生活や産業活動を支えるエネルギーとして重要性を増しており、公共施設への導入促進とともに、市域での普及拡大を進めます。
- ◎分散型エネルギーの推進や省エネルギー機器、次世代自動車^{*1}の普及を促進し、環境負荷の少ないライフスタイル^{*2}やワークスタイル^{*3}への転換を進めることで、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

3-3-2 ごみ減量・リサイクル（主担当：ごみ対策課）

[個別計画] 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画

- ◎一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、生活の中でごみの発生を減らす工夫を推進します。
- ◎ごみ排出者の負担軽減として、分別の分かり易さ・分別の精度・資源化が向上できるような分別区分の設定や、ステーション排出量を減少させるため、拠点回収の対象品目の増加を図ります。
- ◎岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画に基づき、広域ごみ処理施設の計画を継続的に検討するとともに、既存のごみ処理施設について延命化を図り、ごみ処理量を減少させるなど施設負担を削減することを推進します。
- ◎既存のごみ処理施設で実施している余熱利用による発電は、今後も継続し有効利用を図ります。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 地球温暖化対策	家庭からの CO ₂ 排出量	474 千 t-CO ₂ (平成 22 年度)	363 千 t-CO ₂
(2) ごみ減量・リサイクル	処理しなければならない一人一日当たりのごみ量	876 g (平成 25 年度)	850 g

*1 次世代自動車：大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車。電気自動車やハイブリッド自動車等
 *2 ライフスタイル：その人の人生観、価値観に基づいた生活態度、生活様式
 *3 ワークスタイル：働き方

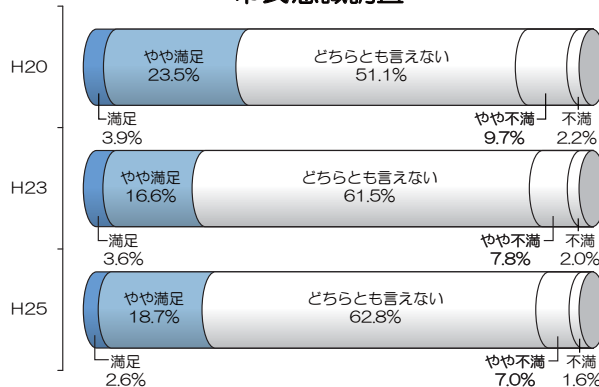
基本政策3

政策4 環境行動の実践

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が6.1ポイント減少しましたが、「不満+やや不満」も3.3ポイント減少しました。環境問題自体が社会に浸透した結果、市民の関心が年々薄れたことが要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
環境問題への意識啓発	環境教育推進計画を策定し、各種環境イベントの実施、エコマンダラーの継続活用、レジ袋の有料化など環境意識の啓発に取り組みました。	環境教育推進計画に基づき事業を推進します。【市民・事業者の取組支援】を【環境問題への意識啓発】へ施策を統合し、課題を整理し検討する期間と位置付けます。
市民・事業者の取組支援	環境まちづくり市民会議の育成・支援や、環境保全調整会議の開催など、市民・事業者への取組支援を行ってきましたが、取り組んだ事業の評価を実施する時期にきています。	

施策の体系

環境行動の実践

3-4-1 環境問題への意識啓発

施策

3-4-1 環境問題への意識啓発（主担当：環境総務課）

[個別計画] 環境基本計画

◎環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が、自発的意思の下に、各々が適切な役割が果たせるよう、相互協力して、環境に配慮した行動に取り組みます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 環境問題への意識啓発	環境基本計画推進組織によるプロジェクト始動数	11件 (平成24年度)	8件

賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

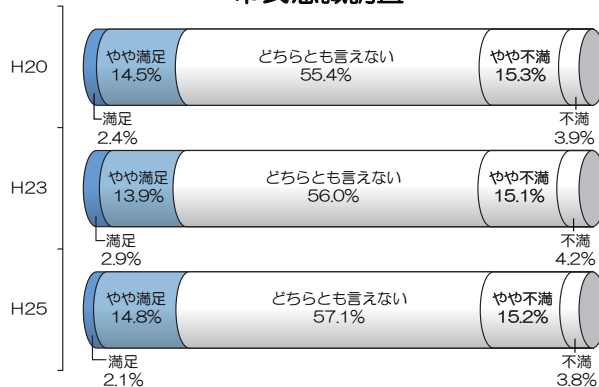
基本政策4

政策1 商工業の振興

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」は変化ありません。賑わいと活力あるまちづくりを目標に、商工振興計画を策定（H23～H26）し事業を進めました。リーマン・ショックや東日本大震災の影響で景気が後退するもアベノミクス効果により経済への波及は向上していると思われませんが、満足度変化が現れるまでには至っていません。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
商業の活性化	商店街活性化のためのコミュニティサテライトや街情報ステーションは役割を終え、閉鎖となりました。まちづくりに取り組む事業者主導の活性化事業（まちゼミ、バル、まぜめん等）が盛んに展開され始めましたが、事業展開期にあります。	商業の活性化や雇用の安定のため、やる気のある事業者、事業者グループなどへの支援が不可欠です。よって、商工業やソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを支援する体制づくりを進めるための事業を積極的に進める期間と位置付けます。
工業の振興	東部工業団地の分譲は順調に進んでいます。また、阿知和工業団地は予備調査に着手しましたが、事業展開期にあります。	既存の中小企業者の安定と拡大を進めるとともに、地域ポテンシャルを活かした企業誘致を進め、あわせて税収、雇用が確保できるよう、阿知和地区での工業団地造成を積極的に進める期間と位置付けます。
新産業の創造	ものづくり推進協議会の取組みには、企業連携や新製品開発に一定の効果がありません。また、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス支援に取り組みましたが、依然として周知啓発が必要です。	国においても検討をしている「新たな公 ^{*1} 」については、地域活性化、地域課題の解決につながります。そうした、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを地域が一体となって支える体制づくりが必要なため、事業を積極的に進める期間と位置付けます。
雇用就労の確保	商工会議所や職業安定所と連携し、合同企業説明会など雇用機会の創出を図りました。	前期で着手した雇用対策事業の定着をめざし、効果の発現を確認する期間と位置付けます。

*1 新たな公：行政だけでなく多様な主体を地域経営の担い手として位置付け、これらの主体が従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や公と私の間領域で協働すること

施策の体系

商工業の振興

4-1-1 商業の活性化

4-1-2 工業の振興

4-1-3 新産業の創造

4-1-4 雇用就労の確保

施策

4-1-1 商業の活性化（主担当：商工労政課）

[個別計画] 商工振興計画

- ◎商工振興計画に基づき雇用と暮らしを支える産業の展開を推進します。
- ◎商店の規模や業種に応じた経営指導や活性化に向けての情報提供に取り組み、後継者不足や時代の変化に対応した商店街づくり等の課題の解消を図ります。
- ◎中心市街地では、空き店舗などの情報発信を通じて店舗数の増加を図り、商店街の活性化につなげます。
- ◎岡崎ビジネスサポートセンター（OKa-Biz）^{*1}を中核として、商工会議所、金融機関等の関係機関とさらなる連携強化を図り、相談体制と融資制度の充実に努め、商業者の事業安定と拡大化を図ります。
- ◎商工業及びソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの経営全般及び創業支援に関わる相談拠点の「岡崎ビジネスサポートセンター」について、関係機関との連携をさらに深めるとともに、民間活力の導入を含め、観光・コンベンション機能等を付加した産業支援拠点の整備を推進します。

4-1-2 工業の振興（主担当：商工労政課）

[個別計画] 商工振興計画

- ◎企業訪問や工場建設を支援する奨励制度の活用などにより、自動車産業、航空機、医療機器などの次世代産業の企業誘致に取り組みます。
- ◎世界的なモノづくり拠点としての地域優位性や、豊田・岡崎地区研究開発施設、新東名高速道路の開設に伴い高まる地域ポテンシャルを活かし、阿知和地区で新たな工業団地を推進します。
- ◎事業規模や内容に応じて関係機関と連携した相談体制の確立と融資制度の充実に努め、中小企業事業者の事業安定と拡大を図ります。
- ◎新規に立地する工業系事業者のための用地や、既存の事業者の用地拡張などに対応するため、新たな工業拠点の検討を進め、計画的に整備、誘導を図ります。

4-1-3 新産業の創造（主担当：商工労政課）

[個別計画] 商工振興計画

- ◎市、商工会議所、大学、自然科学研究機構などで構成した「岡崎ものづくり推進協議会」を活用し、産学連携体制の構築に努めるとともに、事業所が持つ技能・技術の承継や高度化、新分野や技術革新への取組み、新規成長産業分野における起業などを支援し、IT・ナノテクノロジー技術などを活用した次世代産業の創業や育成に取り組みます。
- ◎地域資源を活用した新たな事業展開、住民との協働による新たな公益サービスとして、地域活力や地域雇用につながるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスについても必要な支援に取り組みます。
- ◎創業資金融資制度の利用拡大に努め、金融面からの創業支援に取り組みます。

*1 岡崎ビジネスサポートセンター（OKa-Biz）：平成 25 年 10 月、岡崎市図書館交流プラザ・りぶらに開設した中小企業等の課題解決を支援する相談拠点

4-1-4 雇用就労の確保（主担当：商工労政課）

[個別計画] 商工振興計画

- ◎岡崎職業安定所管内にある企業の求人動向や有効求人倍率の低い地域の求職者情報の把握や課題を整理し、新卒者向けの合同企業説明会や中高年齢者向けの就職面接会、外国人雇用の管理改善に向けた講座などを開催し、就労人口の増加や拡大を図ります。
- ◎若年層を中心としたニート・フリーターの実態を把握し、本人やその家族を対象としたフォーラムや個別相談会などの就労支援に取り組み、地元への定着や就労機会の増大を図ります。
- ◎雇用・労働に関する法令改正や各種制度等の情報を把握提供するとともに、男女共同参画社会の進展に向け、女性の地位向上、社会進出を支援するため、啓発活動に努めます。
- ◎企業誘致による雇用の拡大や雇用のミスマッチの解消、経済活動の多様化に伴う新たな起業促進、異業種などとの連携による就業機会の増大に努めます。
- ◎雇用・就労に関する相談支援拠点の充実のため、関係機関との連携をさらに深めるとともに、民間活力の導入を含め観光・コンベンション機能等を付加した産業支援拠点の整備を推進します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 商業の活性化	小売業年間商品販売額	342,723 百万円 (平成 24 年)	409,000 百万円
(2) 工業の振興	工業製品等出荷額	1,618,428 百万円 (平成 25 年)	1,970,609 百万円
(3) 新産業の創造	年間新規創業者数	50 件 (平成 25 年度)	130 件
(4) 雇用就労の確保	月間有効求人数	109,356 人 (平成 25 年度)	134,200 人

賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

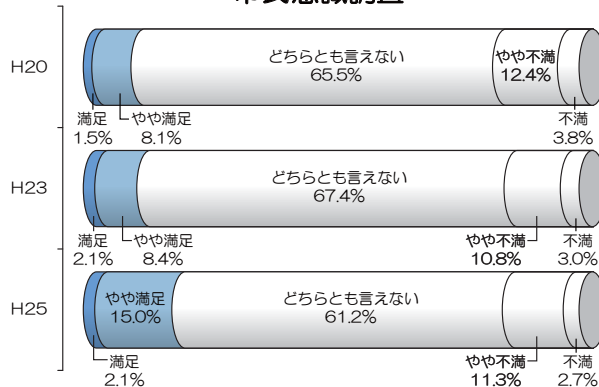
基本政策4

政策2 農林漁業の振興

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が7.5ポイント増加しました。（H20～H23：+0.9ポイント、H23～H25：+6.6ポイント）森林整備計画を策定（H22～）し、森林整備を計画的に実施したこと、新規就農者対策として人・農地プランを策定（H24～）したこと、また、道の駅などの産直施設へ出荷される農産物の品質向上に努めたことなどが満足度増加の要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
農業・漁業の振興	後継者不足、新規就農者対策、地産地消、農作物の質の向上などに取り組んできましたが、引き続き対応することが必要です。	地産地消を進め農作物の生産量や質の向上を図るとともに農林産物のブランド化を図るため、事業を積極的に進める期間と位置付けます。
林業の振興	森林整備、木材生産の支援に取り組みました。また、公共建築物等の木材利用の基本方針に基づき、公共建築物の木材利用を促進していますが、事業展開期にあります。	計画、基本方針に基づき、森林整備や木材の利用促進を進める、効果の発現を確認する期間と位置付けます。
山村の振興	愛知県交流居住センターと連携し都市居住者との交流を深めることにより、額田地域の活性化に取り組んできましたが、事業展開期にあります。	前期で取り組んだ事業の定着をめざし、効果の発現を確認する期間と位置付けます。

施策の体系

農林漁業の振興

4-2-1 農業・漁業の振興

4-2-2 林業の振興

4-2-3 山村の振興

施策

4-2-1 農業・漁業の振興（主担当：農務課）

[個別計画] 農業振興地域整備計画

- ◎農業従事者の高齢化、担い手不足などが深刻な問題になってきており、人・農地プランを随時見直し、農地の集積や新規就農者への支援、認定農業者の確保育成に努めるとともに、各種補助制度を利用し、優良農地の保全と耕作放棄地の発生防止に努め、魅力と活力ある地域農業の確立を図ります。
- ◎水田農業については、農地の集積を図り、米・麦・大豆を主体とした水田フル活用による、2年3作の輪作体系を推進し、需要に応じた計画的な穀物生産を支援します。
- ◎園芸振興のため、有機肥料栽培など環境保全型農業を支援します。
- ◎市内卸売市場や産直施設・道の駅への安心安全な農産物の出荷を促し、地産地消を推進するとともに、本市、農林産物のブランド化を図ります。
- ◎畜産の振興については、家畜伝染病の予防や死亡牛の適正処理および畜舎周辺環境の改善を支援します。
- ◎農道、用排水路などの改良工事の推進と農業用ため池の耐震化を図り、地域住民の安全と農業従事者が不便なく効率よく農作業に従事できる環境を整備します。
- ◎優良な漁場の保全と稚鮎などの水産資源の導入に取り組み、内水面漁業^{*1}の持続的発展を図ります。

4-2-2 林業の振興（主担当：林務課）

[個別計画] 森林整備ビジョン、森林整備計画

- ◎森林整備ビジョン、森林整備計画に沿って、間伐の推進、林内路網整備、森林の適切管理、多様な森林づくりの推進、鳥獣害対策の推進等に取り組みます。
- ◎公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針に基づき、公共建築物等の木材利用を促進します。

4-2-3 山村の振興（主担当：企画課）

[個別計画] 山村振興計画

- ◎山村振興計画に基づき振興山村地域に指定されている額田地域の活性化を図るため、愛知県交流居住センターと連携し都市居住者との交流を深めることにより、額田地域への定住を促進します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 農業・漁業の振興	認定農業者数	136 経営体 (平成26年)	150 経営体
(2) 林業の振興	林内路網密度	23.4m/ha (平成26年度)	25.4m/ha
(3) 山村の振興	山村振興地域人口	8,561 人 (平成26年)	8,561 人

*1 内水面漁業：河川・湖沼・池・用水路などの内水面で行う漁業

賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

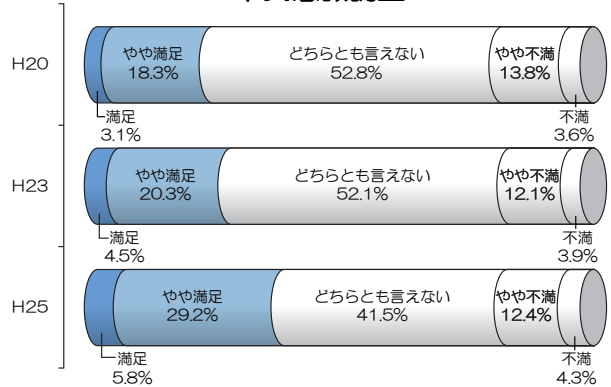
基本政策4

政策3 観光の振興

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.4ポイント増加しました。家康公検定*1やグレート家康公「葵」武将隊の結成などが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が10.2ポイント増加しました。家康公にまつわる歴史・文化を活かした観光振興が定着してきました。また、浜松市、静岡市など家康公ゆかりの地との連携事業も、満足度増加要因の1つと考えられます。

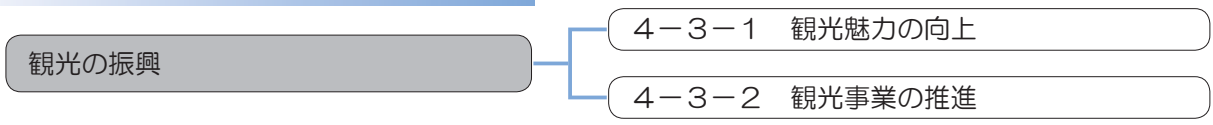
市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
観光事業の推進	家康公検定やグレート家康公「葵」武将隊の結成など家康公にまつわる事業に取り組み、家康公にまつわる歴史・文化を活かした観光振興が定着してきました。	家康公をキーワードに市民が誇れるまちづくりを進めるとともに、魅力ある観光産業都市をめざすため、観光資源を活かした事業を積極的に進める期間と位置付けます。
観光交流の促進	桜まつりや花火大会などを通じて、本市の知名度の向上に取り組んできましたが、年中通したさらなる交流を促進する必要があります。	観光産業都市の創造をめざし、四季を彩るまつりを通じた観光客誘致を促進するため、観光イベントに関する事業を積極的に進める期間と位置付けます。

施策の体系



*1 家康公検定：家康公に関わる様々な事象を学ぶことを通し、地域への愛着や誇りを高め、ホスピタリティ溢れる人材育成と地域活性化を図る取組み

施策

4-3-1 観光魅力の向上（主担当：観光課）

[個別計画] 観光基本計画

- ◎国内外で求心力のある「徳川家康公」ゆかりの歴史・文化資産の掘り起こしと情報発信などに取り組み、地域の魅力向上による観光誘客と市民の誇りの醸成を図ります。
- ◎市内に点在する歴史資産や自然、産業、グルメなど観光資源の整理とルート設定、観光宣伝などに取り組み、市民や観光客の回遊促進と観光まちづくりを振興します。
- ◎ゆかりの近隣市町および各種団体と連携するなど、広域的な魅力ある観光地域づくりを進めます。

4-3-2 観光事業の推進（主担当：観光課）

[個別計画] 観光基本計画

- ◎桜まつり、家康行列及び花火大会など、市が誇る全国レベルの観光イベントをさらに充実させ時代に即した新たな魅力を創造するとともに、近年求められている大規模イベントの安全性を重視し、事故のない安全なイベントに取り組みます。
- ◎従来の観光イベントに、新しいスタイルで開催される岡崎城下家康公夏まつり等を加え、岡崎の観光の核となるイベントの再編成に取り組み、年間を通し岡崎の四季を彩るまつりを組成して観光誘客の基盤を構築します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 観光魅力の向上	観光協会HPアクセス件数	513,643件 (平成25年3月～平成26年2月)	600,000件
(2) 観光事業の推進	岡崎城・三河武士のやかた家康館入館者数	289,775人 (平成25年3月～平成26年2月)	313,000人

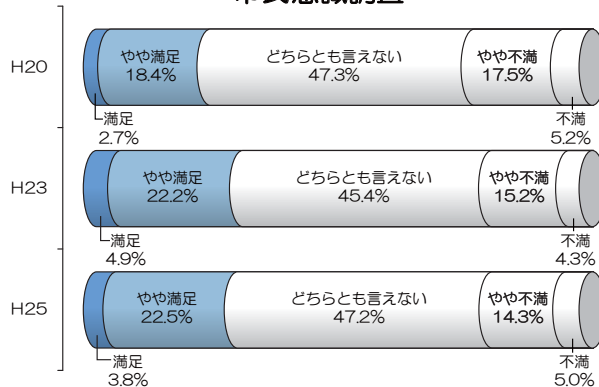
基本政策 5

政策 1 都市魅力の向上

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.2ポイント増加しました。(H20～H23：+6.0ポイント、H23～H25：-0.8ポイント)都市計画マスタープランを策定し、市街化区域への編入や高度地区*1の決定、用途地域の変更などを、計画的に進めたことや、東岡崎駅や岡崎駅の周辺整備が進み利便性が向上したことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
計画的な土地利用	都市計画マスタープランを策定し、市街化区域への編入、高度地区の決定、用途地域の変更等、計画的に取り組んできました。	総合計画との整合を図りつつ、都市計画区域外の土地利用の方向性を示すことも含めて、全市の土地利用の基本的な計画を策定し、これに基づく土地利用の推進を図る期間と位置付けます。
市街地の整備	鉄道駅周辺の利便性の向上、賑わいの創出のため、東岡崎駅では東改札口を整備しました。また、岡崎駅では駅前広場のトイレを整備するなど利便性の向上を図るとともに、交流拠点施設の検討を行いました。	持続可能な都市づくりを図るため、主要駅周辺へ都市機能の集積を進め、魅力ある市街地整備を積極的に進める期間と位置付けます。また、地域防災計画と都市計画マスタープランをつなぐ防災都市づくり計画を策定し、これに基づく事業を検討、推進する期間と位置付けます。
景観の保全・整備	市民の意見を反映した景観計画を策定し、藤川地区、ピスタライン*2など歴史資源を活かしたまちづくりに取り組んできました。	歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進するため、歴史的風致維持向上計画及び眺望計画を策定し、景観計画の運用とあわせた多様な取組みを計画的に進める期間と位置付けます。

施策の体系

都市魅力の向上

5-1-1 計画的な土地利用

5-1-2 市街地の整備

5-1-3 景観の保全・整備

*1 高度地区：建築物の高さの最高限度や最低限度を定める都市計画の制度

*2 ピスタライン：徳川三代将軍家光公が、寛永18年(1641)に祖父・家康公の十七回忌を機に、松平氏・徳川家の菩提寺である大樹寺の大造営を行う際に、本堂から三門、総門(現在は大樹寺小学校南門)を通して、その真中に約3キロメートル南にある岡崎城天守が望めるように加籠を配置したことに由来する歴史的な眺望

施策

5-1-1 計画的な土地利用（主担当：都市計画課）

〔個別計画〕都市計画マスタープラン、土地利用基本計画

- ◎都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランにおいて、将来の都市像を示すとともに、その実現のために必要な土地利用や都市基盤整備などの方針を明らかにします。
- ◎都市計画区域外を含む全市域の土地利用の基本的な理念と原則を定めるとともに、土地利用の誘導・保全等の計画を制定し、秩序と魅力あるまちづくりを推進します。
- ◎用途地域など土地利用に関する制限の見直しや地区計画の決定など、地域特性に応じた秩序ある土地利用を誘導・促進します。
- ◎インターチェンジ周辺や既存ストックの効果的な活用ができる区域では、新たな産業用地など土地利用に対する需要が高く民間事業者の進出が見込まれるため、交流人口を増加させる都市機能導入の位置付けを明確にしなが土地利用を計画的に誘導します。

5-1-2 市街地の整備（主担当：市街地整備課・拠点整備課）

〔個別計画〕都市計画マスタープラン、防災都市づくり計画

- ◎東岡崎駅や岡崎駅の周辺では、本市の玄関口としてふさわしい拠点整備を進めます。また美合駅や本宿駅などを含めた主要鉄道駅の周辺では、鉄道利用者の利便性を向上させるとともに、駅周辺の賑わいを創出し、（広域）交流人口を増加させる都市機能の誘導を検討します。
- ◎シビックコア地区については、交流拠点施設の整備などを進め、都市機能の向上を図ります。
- ◎土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備や都市防災、歴史・文化などの地域の特色を活かした市街地整備を進め、密集市街地の安全性を高めるとともに低未利用地の有効活用を図り、快適で魅力あるまちづくりを進めます。
- ◎南海トラフ地震などの自然災害に備え、災害に強い空間づくりを目的として、防災を明確に意識した都市づくりの基本方針や具体的施策を定める防災都市づくり計画を策定し、これに基づく事業を検討し、推進します。

5-1-3 景観の保全・整備（主担当：都市計画課）

〔個別計画〕景観計画、歴史的風致維持向上計画

- ◎市民共有の財産である良好な景観の保全及び創出を図るため、景観法に基づき策定した景観計画の運用を通じて、重点地区等における建築物等の規制誘導、及び建造物や活動等への支援等の取組みを積極的に進めます。
- ◎本市固有の歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進するため、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた多様な取組みを、国の重点的な支援を得て計画的に進めます。
- ◎水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく眺望計画を策定し、実効性の高い手法で規制・誘導することにより、本市固有の優れた眺望景観の保全に努めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 計画的な土地利用	市街化区域内未利用地面積	329.9ha（平成 25 年）	260ha
(2) 市街地の整備	市街化区域内人口	322,165 人（平成 25 年）	338,000 人
(3) 景観の保全・整備	景観重要建造物等の指定	4 件（平成 25 年度）	18 件

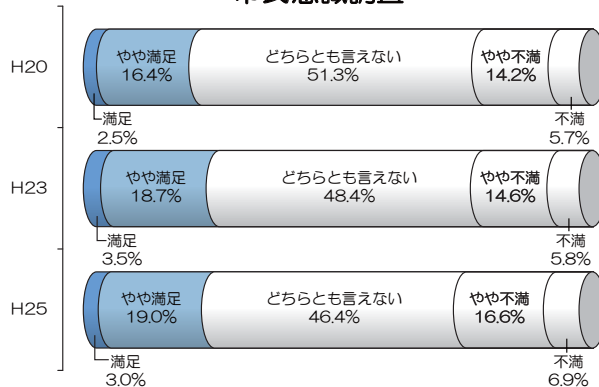
基本政策 5

政策 2 快適移動社会の実現

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が3.1ポイント増加しました。（H20～H23：+3.3ポイント、H23～H25：-0.2ポイント）民間バス路線やまちバス、道路の新設・改良などに取り組んだことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。また、「不満+やや不満」も3.6ポイント増加しました。（H20～H23：+0.5ポイント、H23～H25：+3.1ポイント）国道、県道では交通渋滞が未解消の箇所もあることなどが、不満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
公共交通ネットワークの充実	民間バス路線への補助、まちバスの運行等バスネットワークの維持と確保に取り組みました。	バス路線を改善していくとともに、交通結節点のバリアフリー化や愛知環状鉄道の利便性向上のための事業を積極的に進める期間と位置付けます。
道路網の整備	矢作桜井線が平成26年度末に供用開始しました。岡崎環状線は予算確保や用地取得が難航し、工事着手時期を見直しました。	みちづくりプランに基づき、幹線市道、生活道路の整備効果や必要性を検証する道路整備プログラムを実施します。【生活道路の整備】を【道路網の整備】へ施策を統合し、道路整備の課題を整理して事業を推進する期間と位置付けます。
生活道路の整備	丸岡線、福岡幸田線、丸岡新橋など供用開始しました。一般市道及び歩道の舗装などの維持管理は概ね順調に行いました。	

施策の体系

快適移動社会の実現

5-2-1 公共交通ネットワークの充実

5-2-2 道路網の整備

施策

5-2-1 公共交通ネットワークの充実（主担当：都市計画課）

[個別計画] 総合交通政策

- ◎総合交通政策に掲げた基本理念のもと、誰もが使いやすく、移動しやすい公共交通ネットワークの充実をめざします。
- ◎バス基幹軸と地域内交通を整備するとともに、まちなか等における既存バス路線を改善した利便性の高い循環型バスの運行により、バスネットワークの確保・維持を図ります。
- ◎交通結節点については乗換えがしやすい快適な待合空間の整備を進め、来街者などにも分かりやすい公共交通の運行・経路情報等の提供に努めるとともに、利用者の多い駅から優先的にバリアフリー化を進めます。
- ◎愛知環状鉄道の利便性向上のため、出資者である愛知県や沿線市などと連携を図り、交通系 IC カードの導入や複線化事業について検討を進めます。

5-2-2 道路網の整備（主担当：道路建設課・道路維持課）

[個別計画] 都市計画マスタープラン、みちづくりプラン

- ◎道路の必要性・整備効果などを検証した道路整備プログラムの結果をふまえて事業を推進します。
- ◎市内の渋滞緩和、交通円滑化を図るため、幹線道路の整備を推進するとともに、近隣市町と連携して、国・県に対して国道・県道の整備促進を強く要請します。
- ◎幹線市道の新設改良事業を計画的に進め、新たな市街地形成や都心の再生を図り、快適で利便性の高い都市空間の向上と渋滞緩和による地球温暖化の防止をめざします。
- ◎身近な生活道路の拡幅整備や、一般市道及び歩道の舗装など道路構造物の老朽化対策を進め、安全で災害に強いまちづくりをめざします。
- ◎道路や河川の整備に合わせ、地域の特性や景観に配慮した橋りょうの新設改良事業を進め、安全で円滑な道路交通を確保します。
- ◎橋りょうの耐震補強を進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき計画的に維持管理します。
- ◎新たな道路網を構築するとともに、スマートインターチェンジの新設について検討を進め、観光・商業の振興や企業立地の促進など、地域の活性化を図ります。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 公共交通ネットワークの充実	公共交通の利用者の人数	102,115 人 / 日 (平成 24 年度)	114,443 人 / 日
(2) 道路網の整備	都市計画道路・幹線道路建設延長	67,950 m (平成 25 年)	70,511 m

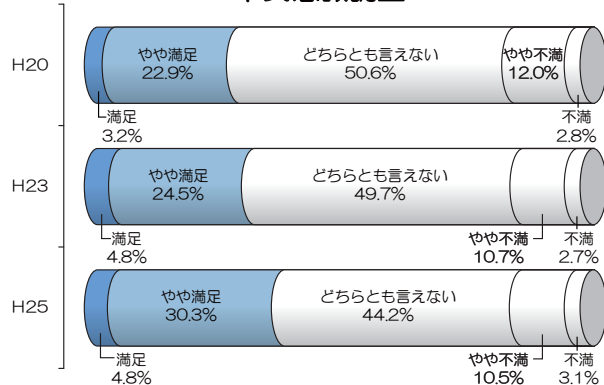
基本政策 5

政策 3 生活基盤の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.2ポイント増加しました。平成20年8月末豪雨を受け、緊急的に河川、下水道(雨水)整備を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が5.8ポイント増加しました。都市基盤整備として対災害性の向上に取り組むとともに、親水空間の整備を進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
公園整備・緑化の推進	緑の基本計画を策定し、公園の整備に取り組み、市民一人当たりの公園面積が県内平均を上回っていることや市民の緑化に対する意識も高まりました。	観光、防災、安全の視点から各公園の価値をさらに向上させる必要があるため、各公園の課題を整理し、解決に向けた事業を進める期間と位置付けます。
河川の整備	乙川が持つ魅力的な河川空間を観光資源として活かすため、岡崎活性化本部より提言書が提出され、乙川リバーフロント地区整備基本方針を策定しました。また、占部川や岩田川では、多自然川づくりにより、自然環境へ配慮しました。	矢作川や乙川の河川の水辺空間は魅力を創出する資源です。特に乙川リバーフロント地区では、観光産業都市創造の基盤となる整備を進めるとともに、市民、NPO及び事業者と連携し市街地の活性化につながる事業を積極的に進める期間と位置付けます。
住宅・住環境の整備	住宅マスタープランを策定し、住環境の向上に取り組みましたが、事業展開期にあります。	住宅マスタープランに基づく事業を実施します。また、空き家問題等新たな課題の対応策を検討し、関係機関と十分な調整をもって計画を改定し、事業を進める期間と位置付けます。
下水道の整備	汚水適正処理構想に基づき、効果的な施設整備に取り組みました。	汚水適正処理構想に基づき施設整備に取り組むとともに、管渠・ポンプ施設の長寿命化や耐震化を計画的に進める期間と位置付けます。
上水道の整備	水道事業経営委員会を立ち上げ、経営の安定化とサービスの充実に取り組んできました。	水道ビジョンに基づき計画的に事業を実施する期間と位置付けます。

施策の体系

生活基盤の充実

5-3-1 公園整備・緑化の推進

5-3-2 河川空間の整備

5-3-3 住宅・住環境の整備

5-3-4 下水道（汚水）の整備

5-3-5 上水道の整備

施策

5-3-1 公園整備・緑化の推進（主担当：公園緑地課）

[個別計画] 緑の基本計画

- ◎緑の基本計画に基づき、地域バランスの取れた公園配置や高齢社会に即した公園計画・整備を進め、市民と行政との協働により市街地の緑化を保全・推進し、地球環境の保全と市街地景観の創造を図ります。
- ◎岡崎（城社）公園は、城郭遺構の復元など近世当時の雰囲気を経験できる本丸、二の丸といったエリアごとに、歴史、自然、文化、観光等の資源を活用した、短期、中期、長期計画を策定し、城址にふさわしい整備を進めます。
- ◎東公園は、市街地近郊に残された貴重な緑地であり、地元にはゆかりの深い人々の記念碑等を配しています。この特徴を生かしつつ公園区域・整備計画の見直しを図り、動物園の再整備と東名高速道路より東側の未開設区域（東地区）では自然の地形を活かした魅力ある整備を進めます。
- ◎南公園は、遊戯施設を中心とする家族レクリエーション型の公園づくりをめざし、南ゾーンの基本計画を見直し、老朽化した施設改修など計画的な施設整備を図ります。また、来園者に対する日常的な利用の拡大、利用促進、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。
- ◎岡崎中央総合公園は、市域を越える広域レクリエーション公園で、県における広域防災活動拠点として位置付けられているため、老朽化した施設の改修などに取り組み、防災面も含め来園者の利用促進、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。

5-3-2 河川空間の整備（主担当：乙川リバーフロント推進課・河川課）

- ◎乙川の水辺空間（リバーフロント地区）を中心に、人道橋の架設、徳川四天王像の設置、照明施設の充実、遊歩道の整備及び遊覧船の運航や貸しボートの復活など、市民、NPO 及び事業者と緊密な連携の下で市街地の活性化につながる事業を推進し、水辺空間の魅力増進を図ります。
- ◎矢作川の高水敷を利用した散策路（サイクリングロード）や多目的広場などの整備、河川改修に伴う多自然川づくりなど水辺の環境整備を進め、川の自然にふれあうことができる安全で快適な水辺空間の創出を図ります。
- ◎市民参加による河川愛護などの活動により、市民にとって親しみのある水辺づくりを進めます。

5-3-3 住宅・住環境の整備（主担当：住宅課）

[個別計画] 住宅マスタープラン

- ◎住宅マスタープランに基づき、高齢者や子育て世帯を始め住宅に困っているかたの居住の安定確保や空き家など既存住宅ストックの適正管理を推進し、市民・事業者など多様な主体と行政が連携しながら住宅・住環境の向上をめざします。

*1 高齢社会：総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が14%～21%未満の社会

◎空き家の利活用の可能性を検討し、空き家対策の実施に向けた調査を行います。

◎市営住宅については民間活力の導入も検討し、市営住宅の建替えや計画的な改修により、長寿命化に対応するほか、市営住宅の適正な配置、維持管理に努め、収入の少ない市民が安心して生活できるよう快適な居住環境を提供します。

5-3-4 下水道（污水）の整備（主担当：上下水道局下水工事課）

[個別計画] 污水適正処理構想

◎污水適正処理構想に基づき、地域の特性に応じた適切な役割分担のもと、流域関連公共下水道の整備により未普及地域を解消し、衛生的で快適な生活環境を実現します。

◎管渠・ポンプ施設の改築更新（長寿命化）と耐震化を計画的に継続します。

5-3-5 上水道の整備（主担当：上下水道局総務課）

[個別計画] 水道ビジョン

◎水道ビジョンに基づく中期経営計画を推進し、経営の安定化を図ります。

◎将来にわたる安定給水のために、男川浄水場更新事業を始めとする老朽化した施設等の更新を進めます。

◎南海トラフ地震などに備えた水道水の確保のため、浄水・配水施設や管路施設などの耐震化と更新を計画的に進め、持続可能な上水道サービスの提供に努めます。

◎上水道の整備において、情報公開の推進や広報広聴機能の充実などに取り組みます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 公園整備・緑化の推進	公園緑地の整備面積	405.36ha (平成 25 年度末)	410ha
(2) 河川空間の整備	乙川リバーフロント地区の整備率	0% (平成 26 年)	100%
(3) 住宅・住環境の整備	市営住宅必要戸数	2,852 戸 (平成 26 年度)	2,341 戸
(4) 下水道（污水）の整備	普及率	86.1% (平成 25 年度)	89.2%
(5) 上水道の整備	水道管の耐震化率	56.9% (平成 25 年度)	64.2%

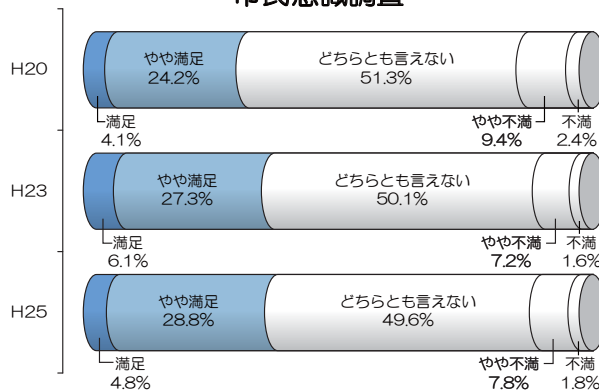
基本政策 6

政策 1 学校教育の充実

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」が5.3ポイント増加しました。（H20～H23：+5.1ポイント、H23～H25：+0.2ポイント）教育相談センター、総合学習センターを開館し、不登校者などに対する教育支援や教員の指導力強化に努めたこと、また、特色ある学校づくりを進めたことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
教育の質の向上	教育相談センターや総合学習センターを開館し、教育相談や教育研究に取り組んできました。	次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育を推進するとともに、さらなる教師の資質向上のため、教員研修機能の整備や将来の教員研修ビジョンを検討します。
教育環境の整備	小中学校の耐震化、屋内運動場天井改修、中学校新設、東部学校給食センター建設などの環境整備に取り組みました。南部、西部学校給食センターの老朽化が課題となっています。	教育環境の向上をめざし、事業を実施する期間と位置付けます。また、学校給食センター移転設計画については、関係機関との十分な調整をもって進めます。

施策の体系

学校教育の充実

6-1-1 教育の質の向上

6-1-2 教育環境の整備

施策

6-1-1 教育の質の向上（主担当：学校指導課）

[個別計画] 21世紀教育ビジョン推進計画

- ◎ ESD^{*1}の視点に照らして、これまでの教育を見直し、「環境教育」「英語教育」「岡崎の心の醸成」を三本柱に据え、心豊かで力強く生きぬく力を育み、知・徳・体の調和のとれた感性豊かな人間形成を促す教育活動を進めます。
- ◎ 地域の人材を教員補助者・学生支援員として活用します。
- ◎ 地域の科学的教育資産を生かしたスーパーサイエンススクール推進事業や特色ある学校づくりを継続的に推進します。
- ◎ タブレット端末^{*2}等のICT^{*3}の積極的な活用を通して、個の能力に合わせて効果的に思考力・判断力・表現力を高める教育活動を進めます。
- ◎ 教員研修の充実、教育研究の充実、教育情報の収集の充実に努め、指導力・授業力など確かな教師力を身に付けた教師を育成します。
- ◎ 「教育相談センター」の機能の充実を図り、教育支援・不登校の悩みなどにきめ細かい助言・指導を行い、すべての児童生徒が楽しく学校へ通うことができるようにします。
- ◎ 次代を担う子どもたちの教育の充実を図るため、教育拠点の整備を検討します。

6-1-2 教育環境の整備（主担当：総務課・施設課）

- ◎ 安全・安心な学校給食を提供するため、老朽化した西部及び南部学校給食センターの移転建設を計画します。
- ◎ 学校施設は未来を担う子どもたちが生活する場であり、非常災害時には地域住民を受け入れ、避難生活の拠り所として重要な役割を果たすため、安全で安心な教育環境が確保できるよう校舎や屋内運動場などの非構造部材^{*4}の耐震化を計画的に進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 教育の質の向上	学校を楽しんでいる児童生徒の割合	89% (平成24年)	90%
(2) 教育環境の整備	老朽化した学校給食センターの更新	1施設 (平成26年度)	3施設

*1 ESD：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）
 *2 タブレット端末：液晶ディスプレイ等の表示部分にタッチパネルを搭載して、指で操作する携帯情報端末の総称
 *3 ICT：情報通信技術
 *4 非構造部材：建物の構造体ではなく、天井材、照明器具、窓ガラスなどをいう

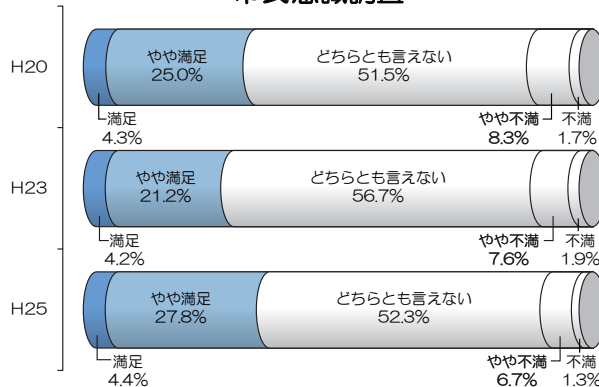
基本政策6

政策2 生涯学習・スポーツの推進

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.9ポイント減少し、「不満+やや不満」も減少しました。図書館交流プラザが整備されましたが、各種事業の展開期にあり満足度を評価するまでには至っていないことが要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」で6.8ポイント増加しました。生涯学習拠点として定着し、魅力のある講座が増えたことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。

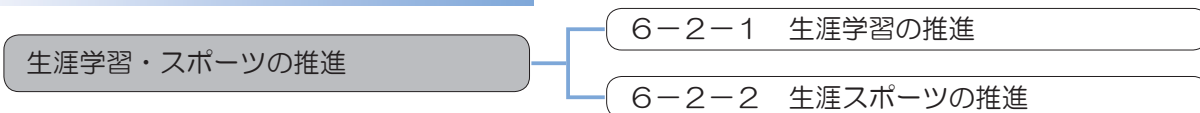
市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
生涯学習の推進	図書館交流プラザを生涯学習の拠点とし各地域の市民センターと連携し取り組んできました。	図書館交流プラザ、各地域の市民センターと連携して事業を実施する期間と位置付けます。
生涯スポーツの推進	スポーツ振興計画を策定(H22～H31)し、事業を進めたことが市民満足度の向上につながりました。	関係機関との十分な調整をもって、計画を策定し、これに基づく事業を実施する期間と位置付けます。

施策の体系



施策

6-2-1 生涯学習の推進（主担当：文化活動推進課）

[個別計画] 生涯学習推進計画

- ◎生涯学習推進計画に基づき、市民が協働できる組織を確立し、生涯学習への参加機会を確保することで、地域の課題解決、地域づくりへの展開へ向けて公益活動への貢献にもつなげる生涯学習を推進します。
- ◎自然科学研究機構の立地、モノづくりの研究開発拠点といった地域特性を活かして、創造性豊かな子どもの育成をめざします。
- ◎生涯学習の基盤として市民の知的活動と創造的文化活動を支援するとともに、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

6-2-2 生涯スポーツの推進（主担当：市民スポーツ課）

[個別計画] スポーツ推進計画

- ◎スポーツ推進計画に基づき、市のスポーツ・体育事業の推進を図り、市民の体力向上と増進に努め、健康で明るい市民生活の発展に寄与し、「スポーツでつなぎ 育む いきいきげんき 岡崎」の実現を進めます。
- ◎中央総合公園野球場・体育館などの大規模スポーツ施設の広域利用、小中学校体育館・運動場の地域開放など、広域または身近なスポーツ施設の整備を進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 生涯学習の推進	定期講座・自主講座受講者数	7,766 人 (平成 25 年度)	8,500 人
(2) 生涯スポーツの推進	各種スポーツ大会参加者数	34,160 人 (平成 25 年度)	35,800 人

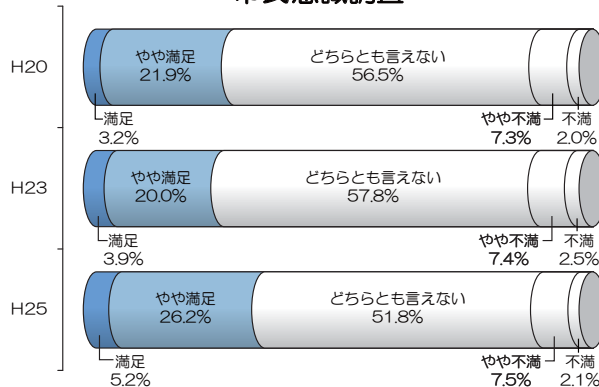
基本政策 6

政策 3 文化の振興

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」で6.3ポイント増加しました。旧本多邸の復原、あいちトリエンナーレの開催、オカザえもんのアート広報大臣任命、悠紀の里整備と市民に身近な事業に取り組んだことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
文化財の保存・活用	旧本多邸を復原し、旧本宿村役場復原活用に向けたワークショップ*1を開催しました。文化財に関する情報発信も積極的に進めました。	観光資源ともなる文化財の活用をさらに進めていくため、関係機関と十分な調整をもって、歴史文化基本構想を策定し、歴史まちづくり法に関する事業と連携して、積極的に進める期間と位置付けます。
芸術文化の振興	芸術文化創造拠点として旧セルビ跡地を購入しました。また、あいちトリエンナーレを開催し、オカザえもんをアート広報大臣に任命しました。市民会館は長寿命化の方針に沿って改修のための検討に入りました。	関係機関と十分な調整をもって、文化振興推進計画を改定し、芸術文化の振興につながる事業の開催や文化施設の整備を進めるとともに、「ジャズの街岡崎」の発信を積極的に進める期間と位置付けます。

施策の体系

文化の振興

6-3-1 文化財の保存・活用

6-3-2 芸術文化の振興

*1 ワークショップ：講義などのように一方的な知識・情報伝達ではなく、参加者が積極的に参加・体験し、参加者同士の相互作用のなかで、何かを創造したり、合意形成を図る手法

施策

6-3-1 文化財の保存・活用（主担当：社会教育課）

[個別計画] 歴史文化基本構想

- ◎市内に残されている文化財の指定・登録を進め、その保護と伝承に努めます。
- ◎指定や登録された貴重な文化財を中心に、その周辺環境も含めて、総合的かつ体系的に保存、活用を図っていくための基本的指針として歴史文化基本構想の策定とその推進を図ります。
- ◎貴重な文化財の調査研究を進め、その成果を展示・出版することにより、歴史資産の豊かさを市内外に情報発信します。

6-3-2 芸術文化の振興（主担当：文化総務課）

[個別計画] 文化振興推進計画

- ◎文化振興推進計画を推進し、芸術文化に親しむ機会の拡充を図ることで、芸術文化事業の参加者数を増やします。また、芸術文化を継承し、創造し、発信する担い手となる人材の育成・支援を進めます。
- ◎世界有数の「内田修ジャズコレクション」を核とし、「ジャズの街岡崎」を市民と共に、全国に発信します。
- ◎「美術博物館」を拠点にした「世界子ども美術博物館」、「美術館」との美術、歴史を中心とした施設間ネットワークの強化を図るとともに、文化を視点とするまちづくり、観光・経済の振興にも寄与します。
- ◎芸術を視点としたまちづくりやまちの活性化を進めるため「あいちトリエンナーレ 2016」の開催を誘致します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 文化財の保存・活用	文化財教室への参加数	178 人 (平成 25 年)	260 人
(2) 芸術文化の振興	芸術文化事業の参加者数	33,103 人 (平成 25 年度)	55,000 人

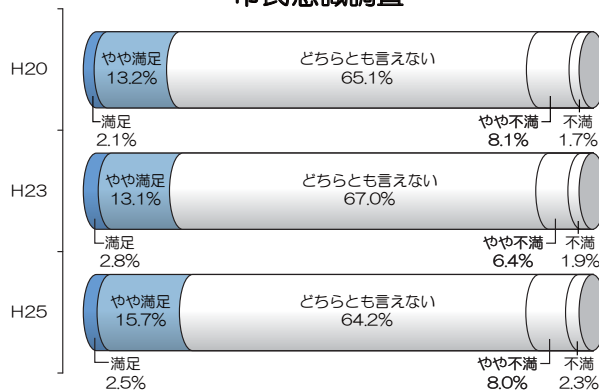
基本政策7

政策1 参加と協働による市政の運営

市民意識調査の分析

◆ H20～H25で「満足+やや満足」で2.9ポイント増加しました。市HPやSNS^{*1}といった身近な方法で市政情報を提供することに取り組んだことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
開かれた市政の推進	Facebook や Twitter といった新たなツールを活用できる環境整備に取り組んできました。	地域活動支援体制が整ったことから、【参加と協働の仕組みづくり】を【開かれた市政の推進】へ施策を統合し、開かれた市政の推進のため事業を実施する期間と位置付けます。
参加と協働の仕組みづくり	地域コミュニティの負担の軽減や、十分な活動支援ができるよう、平成23年から支所機能を強化し、地域活動支援体制を整えました。また、平成26年度からeモニター制度の運用を開始しました。	

施策の体系

参加と協働による市政の運営

7-1-1 開かれた市政の推進

*1 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

施策

7-1-1 開かれた市政の推進（主担当：広報課）

[個別計画] 行財政改革推進計画

- ◎多様な広報媒体を活かした市政情報を正確かつ効果的に発信し、市民と行政とのコミュニケーションを活発化させ、市民の自治意識の高揚と市民活動の活性化を支援します。
- ◎ICTの急速な進歩や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、分かりやすくタイムリーな情報発信ができるように研究します。
- ◎政策・施策の立案段階において市民から広く意見を求めるeモニター制度や、パブリックコメント制度、誰もが市政情報にアクセスする権利を保障する情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用に努め、市民の意見・意向を適確に反映できる市政運営を進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
（1）開かれた市政の推進	市ホームページアクセス総件数（月平均）	669,357件 / 月 （平成25年度）	970,000件 / 月

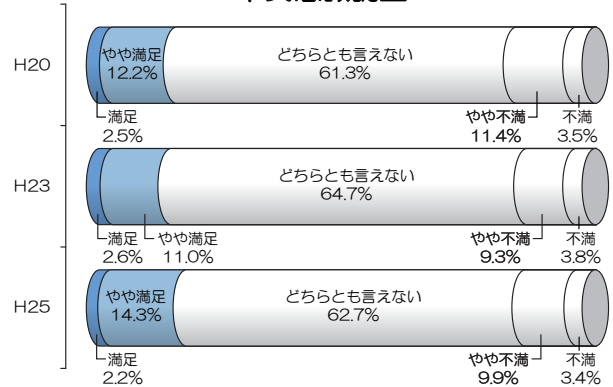
基本政策 7

政策 2 効率的な行政経営の推進

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H25で「満足+やや満足」で1.8ポイント増加しました。成果重視の行政経営や健全な財政運営に取り組んだことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H20～H25で「どちらとも言えない」が60ポイント以上です。効率的な行財政運営に取り組んできましたが市民の関心が増加するまでには至っていません。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
成果を重視した行政経営の推進	行財政改革推進計画に基づき、各推進項目に対して積極的に取り組みました。	平成27年度からスタートする新行財政改革推進計画に基づき効率的な行政経営に取り組む期間と位置付けます。
健全な財政運営の推進	平成26年度の総務省通知により公共施設等の老朽化対策が国家的課題として位置付けられ、地方公会計制度 ^{*1} の基準統一により、従来の健全化4指標と合わせて地方財政の持続可能性の検証をさらに強化していくこととなりました。	将来の過度な財政負担を無くすためには、今から検討を進める必要があるため、持続可能な財政運営を積極的に進める期間と位置付けます。
広域行政の推進	広域行政に関する事例について調査研究を実施しました。	道州制の導入の動向に注視し必要な検討を実施する期間と位置付けます。

施策の体系

効率的な行政経営の推進

7-2-1 成果を重視した行政経営の推進

7-2-2 健全な財政運営の推進

7-2-3 広域行政の推進

*1 地方公会計制度：地方公共団体における予算、決算に係る会計制度を補完するため、複式簿記による発生主義会計を導入した財務書類を作成・公表し、資産・債務の適正な管理を進めるとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用を図る

施策

7-2-1 成果を重視した行政経営の推進（主担当：企画課・行政経営課）

[個別計画] 行財政改革推進計画

- ◎行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に基づき、持続性を見据えた行財政運営を行います。
- ◎平成 28 年度に迎える市制施行 100 周年を市の成長過程における節目ととらえ、市民・市・企業・団体等全ての関係者がさらなる発展に向かって力を合わせて活躍する契機とするため、市制 100 周年記念事業を展開します。
- ◎将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、「資産の現代価値化」「岡崎の顔づくり」「地域愛の醸成」の 3 つを新たな核とした「岡崎ブランド」の確立及び、効果的な情報発信による「岡崎ファン」の拡大を図り、市内外の多くの人から認められ、選ばれるためのシティプロモーションを推進します。
- ◎各施策で策定される行動計画の実行性を高め計画行政を推進することで市民満足度の総体的向上をめざします。
- ◎行政評価について、前期計画期間にて推進してきた事務事業評価では評価対象の整理やあり方を見直すとともに、重点プロジェクトでは事前評価の要素を加えた評価システムの導入に取り組むことにより、マネジメントへの活用を進めます。
- ◎PFI 手法について、コストを削減しつつ、従来と同等またはそれ以上の公的サービスを提供できる事業手法として導入を積極的に進めます。

7-2-2 健全な財政運営の推進（主担当：財政課・行政経営課）

[個別計画] 行財政改革推進計画

- ◎行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に基づき、持続性を見据えた行財政運営を行います。
- ◎保有する資産の長期的な費用推計と需給バランスを踏まえて、持続可能な公共施設サービスを提供する公共施設等総合マネジメントに取り組み、最適な施設配置を促進します。
- ◎保有する建築物、設備を最も効率的に管理、運用するファシリティマネジメント^{*1}に取り組み、ライフサイクルコストを最小化します。
- ◎市民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため分かりやすい財政状況の公表に努めます。
- ◎公会計制度に基づいた財務諸表の作成に努めます。

7-2-3 広域行政の推進（主担当：企画課）

[個別計画] 行財政改革推進計画

- ◎消防指令やごみ処理など隣接する自治体と共同して取り組むことにより、効率的かつ効果的な運営が図られる事務について広域化を推進するとともに、大規模災害発生時の広域防災体制の構築や、歴史的なつながりを活かした観光交流など様々な分野での広域連携についても推進します。
- ◎連携中枢都市圏及び定住自立圏構想^{*2}による市町村の連携や、道州制等の地方機関の再編がもたらす本市への影響について調査研究し、中長期的な本市のあり方を展望します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 成果を重視した行政経営の推進	目標を達成した事業の割合	77.1%（平成 25 年度）	80%
(2) 健全な財政運営の推進	経常収支比率	87.3%（平成 25 年度）	85%以下
(3) 広域行政の推進	広域実施事業数	72 事業（平成 26 年）	76 事業

*1 ファシリティマネジメント：効率的な活動を行えるように建築物の設備・人員組織などを総合的に管理すること

*2 定住自立圏構想：中心市の都市機能と、近隣市町村の農林水産業や自然環境等を活用し、民間の担い手等と連携・協力して圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策